**第2回 パラレルレポート（alternative report）
スウェーデンにおける国連障害者権利条約 の履行**

**CRPD委員会第30会期（2024年3月）への**

**スウェーデン障害者権利連盟による市民社会共同報告**

**The Swedish Disability Rights Federation**



**国作成者および賛同者**

アムネステイ・サプミ（Amnesty Sápmi）、反差別機関「西スウェーデン」( Antidiscrimination Agency West)、反差別協会「フマニタス」（Anti-discrimination Bureau Humanitas）、反差別協会「ダーラナ」（Anti-discrimination Bureau Dalarna）、反差別協会「フィルボーダル」（Anti-discrimination Bureau Fyrbodal）、反差別協会「ゲーブレボルグ」(Anti-discrimination Bureau Gävleborg)、市民権擁護委員会（Civil Rights Defenders）、 障害のある人の人間性の権利（DHR Disability Humanity Rights）、スウェーデン民族協会協同組合（Co-operative Body for Ethnic Associations in Sweden – SIOS）、FQ（訳注　FQ, Forum – Kvinnor och Funktionshinder　フォーラム-女性と障害）、スウェーデン女性と障害者フォーラム、参加と平等のための連盟、自立生活研究所、「みんなのノーマル」協会（Our Normal Association）、ラウール・ヴァレンベリ研究所（Raoul Wallenberg Institute）、ロマの社会的権利全国連合、社会的・精神的健康のためのスウェーデン全国協会（RSMH）、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン、「シニアの反乱」（Senior Revolt）、スウェーデンにおける自立生活の創始者（STIL）、スウェーデン失語症協会、スウェーデン視覚障害者協会、スウェーデン喘息・アレルギー協会、スウェーデン障害者権利連盟（イェーヴルボー地域）、スウェーデン個人的傷害協会（RTP）、国際法律家委員会スウェーデン部会、反差別機関ノーラ・スコーネ、反差別協会ストックホルム北部、スウェーデン盲ろう者協会、脳損傷者協会「ブレインパワー」、アップランド地区障害者権利連盟, ベルムランド地区障害者権利連盟、西スエーデン・ベストラ地区障害者権利連盟、ベステルボッテン障害者権利連盟、バストマンランド障害者権利連盟、エステルゴットランド障害者権利連盟、広域ストックホルム障害者権利連盟、 JAG 協会、スウェーデン青年難聴者協会（The Swedish Association of Hard of Hearing Young People）、スウェーデン電磁波過敏症協会（The Swedish Association for the ElectroHyperSensitive）、LGBTQI権利連盟、スウェーデン人権財団、スウェーデン注意障害全国協会、知的障害のある人のためのスウェーデン全国協会、FUB（スウェーデン全国知的障害者協会）、セクシュアリティ教育スウェーデン協会（RFSU）、リウマチ青年スウェーデン全国団体、スウェーデン統合失調症協会、スウェーデン・サリドマイド協会、スウェーデン移動障害青年連盟、ウプサラ差別禁止事務所、トラスコドーム（Trajosko Drom）、スウェーデン障害青年連盟（YDFS）、エレブルー権利センター（Örebro rättighetscenter）。

スウェーデン障害者権利連盟（Funktionsrätt Sverige　Swedish Disability Rights Federation）には障害のある人を代表する加盟団体が参加している。

提出団体： スウェーデン障害者権利連盟

ランズヴェーゲン50A スンドビュベリ, スウェーデン(Landsvägen 50A, Sundbyberg, Sweden）　[www.funktionsratt.se](http://www.funktionsratt.se)

**編集者：** ミア・アールグレン（Mia Ahlgren）、モニカ・クラセン・マクグラス（Monica Klasen McGrath)

連絡先**：** mia.ahlgren@funktionsratt.se

 　訳注　本文書には日付が書かれていないが、掲載されている障害者権利委員会のサイト（<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd>からswedenで検索）では提出日が2024年1月となっている。

目次

[略語一覧 3](#_Toc156029840)

[はじめに 4](#_Toc156029841)

[要旨 4](#_Toc156029842)

[第 1-4 条 目的、一般原則および義務 6](#_Toc156029843)

具体的な[権利（第5～30条） 8](#_Toc156029844)

[第5条 平等及び無差別 8](#_Toc156029845)

[第6条 障害のある女性 10](#_Toc156029846)

[第7条 障害のある子ども（CRD） 11](#_Toc156029847)

（訳注　CRC: Convention on the Rights of the Childの誤りかと思われる。）

[第8条 意識の向上 13](#_Toc156029848)

[第9条 アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ） 14](#_Toc156029849)

[第10条 生命に対する権利 16](#_Toc156029850)

[第11条 危険な状況および人道的緊急事態 17](#_Toc156029851)

[第12条 法律の前にひとしく認められる権利 18](#_Toc156029852)

[第13条 司法へのアクセス（司法手続の利用の機会） 19](#_Toc156029853)

[第14条 身体の自由及び安全 20](#_Toc156029854)

[第15条 拷問的取扱いまたは刑罰からの自由 21](#_Toc156029855)

[第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由 21](#_Toc156029856)

[第17条 個人をそのままの状態で保護すること 22](#_Toc156029857)

[第18条 移動の自由と市民権 22](#_Toc156029858)

[第19条 自立した生活と地域社会への包摂 23](#_Toc156029859)

[第20条 個人の移動を容易にすること 25](#_Toc156029859)

[第21条 表現の自由 26](#_Toc156029860)

[第22条 プライバシーの尊重 26](#_Toc156029861)

[第23条 家庭と家族の尊重 27](#_Toc156029862)

[第24条 教育 28](#_Toc156029863)

[第25条 健康 30](#_Toc156029864)

[第26条 ハビリテーションとリハビリテーション 31](#_Toc156029865)

[第27条 労働及び雇用 32](#_Toc156029866)

[第28条 相当な生活水準及び社会的な保障 34](#_Toc156029867)

[第29条 政治的及び公的活動への参加 35](#_Toc156029868)

[第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 36](#_Toc156029869)

[特定の義務（第31～33条）](#_Toc156029870)

[第31条 統計及び資料の収集 37](#_Toc156029871)

[第32条 国際協力 38](#_Toc156029872)

[第33条 国内における実施及び監視 39](#_Toc156029873)

## 略語一覧

OPD - Organizations of Persons with Disabilities　障害者団体

PWD - Persons with disabilities　障害のある人

**公共機関**

BoV - Boverket　スウェーデン全国住宅建築計画委員会

DO - Diskriminerings Ombudsmannen　平等オンブズマン

FHM – Folkhälsomyndigheten　公衆衛生局

FK - Försäkringskassan　スウェーデン社会保険庁

ISF - Inspektionen för socialförsäkringenスウェーデン社会保険監察局

IVO - Inspektionen för vård och omsorg　医療・社会的ケア監察局

MFD - Myndigheten för delaktighet　スウェーデン社会参加庁

SCB - Statistiska centralbyrån　スウェーデン統計局

SIDA - Swedish International Development Cooperation Agency　スウェーデン国際開発協力庁

SoS - Socialstyrelsen　全国保健福祉委員会

SPSM - Specialpedagogiska skolmyndigheten　国立特別支援教育・学校庁

**法律**

LSS - Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade　特定機能障害者支援・サービス法

SoL - Socialtjanstlag　社会サービス法

## はじめに

1942年に設立されたスウェーデン障害者権利連盟は、スウェーデンの52の障害者団体の全国的な統括団体であり、このパラレルレポート（alternative report）のコーディネーターでもある。

このパラレルレポートは、スウェーデンの市民社会における人権団体、主に障害者団体の代表者からなる多様なグループによって作成された。内容は、報告書「権利は尊重されているか？　（[Respect for Rights?](https://respektforrattigheter.se/)）」に基づいている。この報告書は、障害者権利条約（CRPD）全体を実施するために、権利保有者から国の義務者に建設的な提言を行うための共同作業によるものである。2019年の報告書には、110の市民社会組織（Civil Society Organisations）が賛同した。最新の報告書は、最近の進展と報告前の質問事項への締約国からの回答を考慮して更新されている。

## 要旨

スウェーデンは裕福な国であり、障害者インクルージョンの歴史があるにもかかわらず、CRPDの義務を果たしていない。市民社会組織はともに、障害のある人の権利が足踏み状態にあるか、後退しているとさえ報告しているが、政治家たちは、スウェーデンが障害のある人の権利の先駆的な国であるというイメージにとらわれているようだ。この誤った認識が、法律や政策における人権アプローチの実施を妨げている。

CRPDを実施するための国連の勧告はほとんど無視されており、条約に沿った法整備は、国内的な取り組みではなく、ほとんどがEUからのものである。

障害者政策戦略2021-2031は、具体的な政治改革、測定可能な目標、省庁間の調整を欠いている。スウェーデン政府は、障害の視点をより多くの政治的・社会的分野に盛り込むことに重点を置いているにもかかわらず、調整は社会省にとどまっている。政治力を持たない公的機関は、独自の目標を設定するよう求められている。（訳注　2021年にスウェーデン政府が採択した、より体系的なフォローアップを通じて障害者政策の監視を改善するための、2021年～2031年の新戦略。）

人権アプローチへのパラダイムシフトは実現されておらず、いくつかの分野で後退が指摘されている。景気後退以前から、障害者・疾病給付予算がGDPに占める割合は、数十年にわたって減少している。

**その結果、さまざまな給付を受ける権利の査定が継続的に縮小され、厳格化され、教育制度や雇用政策でのインクルージョンが欠落し、貧困のリスクが高まっている。自己決定は脇に置かれている。地域によって大きな格差があり、アクセシビリティのバリアを体系的に取り除くための行動計画もない。**

CRPDが法律や政策、当局や裁判所の決定に完全に組み込まれるまでは、現状に真の変化は見られないだろう。国連の勧告への組織的な取り組みやCRPDを実施するための具体的な政治的行動が不足しているため、私たちは政府に対する明確で期限付きの要求が必要だと考えている。私たちは、委員会がスウェーデン政府に対し、**1年以内に**いくつかの措置について報告するよう要請することを望む：

* スウェーデンの法律と慣行に関する独立したギャップ分析（gap analysis　訳注　組織が理想と現実の間の溝を明らかにし、解決の戦略をたてること）を早急に開始し、条約に基づく権利をスウェーデンの法律に組み入れ、これらの権利を行使するための改善措置を効果的に利用できるようにすること。
* CRPDと委員会の勧告を、資金提供を受けて効果的かつ有意義に積極的に関与するOPD（Organizations of Persons with Disabilities　障害者団体）とともに国全体で実施するために、明確な目標と指標を備えた行動計画を策定する。
* 意思決定やインクルーシブな予算編成にOPDを参加させる政府内の調整メカニズムを強化し、政府や地域レベルでより多くの連絡先（focal points）を設けて実施を強化する。

その他の緊急提言は以下の通り：

* 「委員会規則」（the Committee Regulation）を改正し、全新規立法が条約に沿うようにする。
* CRPDの実施に関する意思決定と監視に、OPDが有意義かつ効果的に関与するための法的基盤と持続可能な資金を構築する。
* 権利の行使と司法へのアクセスを確保するため、独立した苦情解決の仕組みを設け、法律扶助制度を改正する。

## 第1～4条 目的、一般原則および義務

1 条約のスウェーデン語訳では、機能障害（funktionsnedsättning）と障害（funktionshinder）を区別していない（訳注　英語では機能障害はimpairment、障害はdisabilityである）。ユニバーサルデザインは、プロセスではなく最終結果であるかのように訳されている[[1]](#footnote-2)。障害者団体への資金援助に関する法令[[2]](#footnote-3)などでは、障害ではなくハンディキャップという用語がいまだに使われている。

2 条約は、政府、裁判所、公的機関における判断の根拠として使用されていない[[3]](#footnote-4)。

3 CRPDを国内法に組み入れるための対話や取り組みはなされておらず、CRPDの法的地位に関する検討すら開始されていない。国連子どもの権利条約（CRC: UN Convention on the Rights of the Child）を組み込む決定[[4]](#footnote-5)がなされる前には、子どもの権利の法的実施と実践を分析するために多くの調査が行われた。

4 法律の隙間の（を埋める）一例として、政府は2018年にヘイトスピーチやヘイトクライムからの法的保護を改正し、トランスジェンダーを含めるようにした[[5]](#footnote-6)。障害のある人に対する同様の法的保護を確保するための措置はとられていない。ヘイトスピーチやヘイトクライムに関連する統計[[6]](#footnote-7) や法律の見直しは、障害についての分析を除外している[[7]](#footnote-8)。

5 政府や国会には、新しい法律や政策がCRPDに沿っていることを保証するメカニズムはない[[8]](#footnote-9)。

6 政府の「障害者政策の体系的フォローアップ戦略 2021 - 2031」[[9]](#footnote-10)には、測定可能な目標や政治改革はなく、代わりに2017年に国会で決定された全般的な目標[[10]](#footnote-11)に関連している。公的機関は2026年までに、行動計画のための独自の目標を提案しなければならない。

7 政府は、戦略準備作業における政治的意志[[11]](#footnote-12)に関する政府調査に基づくいくつかの提案や、障害者権利委員会[[12]](#footnote-13)への障害者団体（OPD）からの提案や具体的行動を考慮しなかった。

8 2014年のCRPD委員会勧告について、OPDとの最初の正式な政府会合が2018年に開催された[[13]](#footnote-14)。

9 （CRPD）第4条2に関する経済的、社会的、文化的権利の実現は前進するどころか後退している。 GDPに占める障害者・疾病給付の予算は数十年にわたり減少しており[[14]](#footnote-15)、EUの他の国と比べてスウェーデンでは障害のある人の貧困リスクが急速に高まっている[[15]](#footnote-16)。市町村の56％が、個々のニーズを満たすことができると見積もっている[[16]](#footnote-17)。

10 障害のある人を代表する団体はしばしば参考意見を求められる（asked for referrals）が、CRPD実施のための体系的な意思決定や省庁間ワーキンググループに関連する正式な役割はない。政府との会合は年4回あるが、CRPDの体系的実施とは関係ない。

11 68のOPDに対する国からの助成金は、2015年以降さらに分け合う団体が5つ増え、インフレ補正[[17]](#footnote-18)なしで、かつ給料コストの増加[[18]](#footnote-19)を考慮すると、減少している。

12 個人の権利に影響する多くの決定は、市町村または地域レベルで行われる。市町村は、全国的に不平等な、異なる料金、ローカルルール、解釈を適用している[[19]](#footnote-20)。

13 地域や市町村における障害者政策のフォローアップのための全国的な指標が欠如しており、政治的優先度は断片的で低いという問題がある[[20]](#footnote-21)。市町村のフォローアップはまだ任意である[[21]](#footnote-22)。

#### 第1-4条に関する勧告案

1. 法律、規則、統計における定義を、権利にアクセスできるべき人に関する非網羅的な（non-exhaustive）条約の決定と一致させる（訳注　網羅的な定義の場合、リストされていないものが除かれてしまうので、非網羅的な既定の仕方が望ましい。条約第1条で、対象からもれる障害のある人が発生しないよう配慮していることを念頭に置いていると思われる）。
2. スウェーデンの法律と慣行に関する独立したギャップ分析（gap analysis）を早急に開始し、条約に基づく権利をスウェーデンの法律に組み入れ、その権利を行使するための救済措置を効果的に利用できるようにする。
3. 委員会規則を改正し、新しい法律や政策の指令に条約に基づく影響評価を導入する。（訳注　スウェーデンの国会にはいくつかの議会委員会がある。任務は、議案が決定される前に徹底的に検討されることを保証することである。この委員会の規則のことと思われる。）
4. 国全体で体系的にCRPDを実施し、委員会からの勧告に取り組むために、明確な目標と指標を定めた国内行動計画を策定する。策定は、OPDに資金を提供し、その効果的かつ有意義な積極的関与のもとで行う。
5. 国民全体の不平等の是正を基礎として、国、地域、地方レベルでインクルーシブな予算編成のためのプロセスを策定する。これらのプロセスには、条約の下での義務と権利の漸進的実現がどのように考慮されたかについての報告を含める。
6. 調査委員会を任命し、規則を変更することによって、適切な資金と法的根拠をもって、一般的意見7（訳注　4条3および33条3の障害のある人の参加に関する一般的意見）に従った意思決定への積極的な関与を確保する。
7. 条約を全国的に実施する際の不平等をなくす国連の活動に沿って、条約とアジェンダ2030（訳注　2015年、国連で採択された、2030年期限の、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の国際目標。2001年の「ミレニアム開発目標　Millennium Development Goals: MDGs」が前身である。）を監視するための義務項目としての国家指標を策定する。

## 具体的な権利（第5～30条）

### 第5条 平等及び無差別

14 新しい平等オンブズマン（DO: Diskriminerings Ombudsmannen）が任命されて以来、障害関連差別の苦情が増加し、裁判に持ち込まれるケースも増えている。司法へのアクセスと平等に関するデータの強化はまだ必要である[[22]](#footnote-23)。

15 憲法[[23]](#footnote-24)第2章第12節の差別には、障害は含まれていない。

16 差別禁止法は交差差別や複合差別を対象としていない。DOは、障害と民族の交差に関連した学校での深刻なハラスメントやサポート不足を指摘している[[24]](#footnote-25) 。しかし、ハラスメントなどに関する法規制に違いがある障害とLGBTQIを含む交差は、問題は存在するもののまだ研究されていない[[25]](#footnote-26)。

17 差別禁止法にあるアクセシビリティの不足（inadequate accessibility）とは、例えば公共部門[[26]](#footnote-27)や住宅[[27]](#footnote-28)は対象外である。これは、「そのような措置が、法律やその他の規制におけるアクセシビリティ要件に基づいて合理的である場合」に、既存の仕様に関連するものである[[28]](#footnote-29)。

18差別禁止局は、司法へのアクセスにバリアがあると報告している。法的代理権を得て、差別裁判に敗訴した場合に訴訟費用を支払う経済的リスクを負うことができる人はほとんどいない[[29]](#footnote-30)。障害のある人の貧困リスクが高まるにつれ、状況はさらに悪化する。

19 学校における障害のある子どもに関する差別の苦情に関する平等オンブズマンの品質分析によると、長期間にわたっ て支援の欠如と嫌がらせが示されている[[30]](#footnote-31)。いくつかの裁判では勝訴しているにもかかわらず、救済措置は十分に抑止力を持っていない。子どもの権利条約（CRC）委員会は、利用しやすい苦情の申し立てを推奨している[[31]](#footnote-32)。(教育における支援の欠如については第24条も参照のこと）。

20 差別防止の積極的な措置には、アクセシビリティの不足（訳注　を差別の定義に含めたこと）も含まれるが、必要な場合に備えるだけと解釈され[[32]](#footnote-33)、義務に関する一般的指針には含まれていない[[33]](#footnote-34)。

21 政府は、リチャード・サーリン（Richard Sahlin）氏の個人的な訴えに関する救済について、CRPD委員会からの勧告を実施しなかった[[34]](#footnote-35)。

#### 第5条に関する勧告案

1. 憲法（Instrument of Government）第2章第12条に障害を追加する。
2. CRPD第2、5、9条、一般的意見第2、6号（訳注　一般的意見第2号は、条約第9条「アクセシビリティ」に関する一般的意見。第6号は、条約第5条「平等及び無差別」に関する一般的意見。）を遵守するため、合理的配慮とアクセシビリティの措置が公共部門や住宅を含む社会の全分野に適用されるよう、差別禁止法の不備に対処する。
3. 補償を求める個人のための説得力のある法的救済措置と、あらゆる交差性に関連する差別の防止を確保するための措置により、差別に対する効果的な保護を確保する。
4. CRPD第5条を遵守し、雇用主や教育機関によるアクセシビリティの不足という形での差別を防止し、その効果的な執行を確保するために、差別の危険を除去するための積極的措置に関する差別禁止法の要件を見直すこと。
5. 特にLGBTQI、民族、年齢に関する複合的かつ交差的な差別に対処するための戦略、対策、法的保護を開発するための資源を割り当てる。

### 第6条 障害のある女性

22 障害のある少女や女性に対する暴力に関する知識の増加は、結果には影響しないようである。公的機関は長年、研修資料や報告書に取り組んできた[[35]](#footnote-36)。

23 CEDAW（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women　女性差別撤廃条約）委員会は、障害のある少女と女性に関していくつかの2021年勧告を行った[[36]](#footnote-37) 。ジェンダー予算編成や政策、性と生殖に関する健康の権利、性的虐待被害者の法廷での司法アクセスなど多くの分野において、交差性で分類されたデータへの体系的アプローチが欠如している。

24 イスタンブール条約（訳注　女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約）の実施の見直しは、障害のある女性と少女の保護とインクルージョンに関する国[[37]](#footnote-38)と CSO（Civil Support Operations市民社会組織） の勧告[[38]](#footnote-39)で始まっている。

25 労働市場における社会的支援や援助の利用状況には、男女で明らかな違いがある。障害のある女性は、可処分所得が一般所得の中央値の60％（これはスエーデンでは相対的貧困基準とされている）を下回るグループに多く含まれる[[39]](#footnote-40)。

#### 第6条に関する勧告案

1. 経済、支援サービスへのアクセス、保健、教育、労働、暴力などの分野における障害のある女性と少女に関する分類されたデータを含む、ジェンダー平等政策と法律に関連するすべての措置において、交差性分析と反差別分析を確保する。
2. 障害のある女性への暴力に反対する国家戦略の予算と努力を増やし、例えば利用しやすいシェルターや法的支援の利用状況など、具体的な措置と指標を盛り込み、成果を監視できるようにする。

### 第7条 障害のある子どもと子どもの権利条約（CRD） （訳注　CRC: Convention on the Rights of the Childの誤りかと思われる。）

26 CRC（子どもの権利条約）委員会は2023年、スウェーデンの障害のある子どもの権利を確保するため、支援サービスやインクルーシブ教育のための予算配分、施設における暴力や強制的措置の停止、苦情申し立てメカニズムや司法へのアクセスの確保など、いくつかの勧告を発表した[[40]](#footnote-41)。

27 障害のある子どもや若者は、強制ケアの対象となることが特に多く、青少年ケア法[[41]](#footnote-42)およびLPT法（強制精神医療法、　Lagen om Pykiatrisk Tvångsvård 　Compulsory Psychiatric Care Act）に基づき保護されている。これらの施設は、いくつかのLPT法の報告書[[42]](#footnote-43) [[43]](#footnote-44) [[44]](#footnote-45)において、暴力を用いていると批判されている。障害のある子どもや若者は、青少年ケア（特例）法1990:272に基づくケア施設（HVB）[[45]](#footnote-46)に多く入所している。HVBに入所している子どもや若者の71％が精神科の診断を受けている[[46]](#footnote-47)。国立施設ケア委員会（SiS）が運営する施錠された施設に入所している少女に対して、職員が性的暴行を加えることが多い [[47]](#footnote-48), [[48]](#footnote-49)。

28 法制度は、障害のある子どもが被害者であると同時に若年犯罪者と疑われるケースを扱う能力を欠いており、障害のある子どもにとって法的対応が不確実な状況となっている[[49]](#footnote-50)。政府は若年犯罪者の刑罰強化に関する調査を開始した[[50]](#footnote-51)が、そこでは障害についてはとりあげていない。

29 市民社会は、障害のある子どもの権利の厳しい状況について総合的な情報を提供している[[51]](#footnote-52)。障害のある子どもの状況について報告している公的機関は、暴力、いじめ、性的虐待のリスクが高いことを強調している[[52]](#footnote-53)。

30 政府の調査による最近の提案では、子どもへの暴力を防止するための戦略[[53]](#footnote-54)の修正と、子どもの権利局の資金援助による権利の強化がいくつか含まれている[[54]](#footnote-55)。

31 子どもや若者のメンタルヘルス問題や自殺は今も増加中である。15～24歳では、ここ20年間、自殺者が毎年1％ずつ増加している[[55]](#footnote-56)。

#### 第7条に関する勧告案

1. 今後の国家戦略において、障害のある子どもへの暴力の防止に焦点を当てた、十分な資金を伴う効果的な対策を確保すること。
2. 障害のある子どもや若者のメンタルヘルスを向上させるための効果的な方策に関する研究に資金を配分する。
3. 障害の結果、自由を奪われた障害のある子どもや若者に対し、司法へのアクセスを伴う包括的な保護を実施する。
4. 子ども、保護者、職員、一般市民、そして特に法制度や意思決定者が、障害のある子どもや障害の結果に関して、公平で十分な教育や情報を受けられるようにするための対策とフォローアップを実施する。
5. 年齢に応じて適切な、障害を包摂する、独立した苦情解決メカニズム、および司法へのアクセスと補償のための法定代理人への資金提供を確立する。第13条も参照のこと。

### 第8条 意識の向上

32 障害者政策を実施する公的機関の責任に関する条例2001:526[[56]](#footnote-57)は2014年に改訂され、CRPDへの言及が盛り込まれた。

33 公的機関に対する毎年の自主的なフォローアップ調査は、自己評価に基づいており、また主流化した啓発活動はほとんどない。2022年の回答割合は、公的機関85％、地域81％、市町村66％で、減少している[[57]](#footnote-58)。22％の機関がCRPDに関する知識があると回答している（2021年の27％から減少）[[58]](#footnote-59)。

34 社会における認識や、関連する専門職の養成訓練にCRPDに関する知識が含まれているかどうかをフォローする取り組みはない。

35 障害者政策の焦点は障害のある人の権利に変わっておらず、障害者オンブズマンは2008年に閉鎖され、政府の政策を支援する公的機関に取って代わられた。また、CRPD実現のための年間専用予算は割り当てられていない[[59]](#footnote-60)。

36 2014年の国連勧告後、人権に関する認識を高めるための限定的な取り組み2015 - 2017[[60]](#footnote-61) の測定可能な成果はない。施策に関する市民社会からの提案は優先されていない[[61]](#footnote-62)。

37 CRPDは知られておらず、公的機関、議会、地域、市町村、法制度、一般市民、民間部門からの公的な調査、報告、照会、見解において分析に使われることはほとんどない。ストックホルム地方では、意思決定における影響評価のためのツールを導入する、有望な市民社会の取り組みがある[[62]](#footnote-63)が、十分な資金と能力を持つOPD（障害者団体）はほとんどない。

38 メディアにおける障害のある人の描写の仕方についての体系的な監視はなされていない。2007年の分析[[63]](#footnote-64)によると、メディアは障害のある人をいくつかの病気や診断に基づき、主に否定的な視点でとらえることが多く、絶望、不健康、問題、排除といったイメージを強めている。2018年の小規模な調査[[64]](#footnote-65)では、公共サービスメディアの全ニュース項目において、障害のある人が扱われているのはわずか約1.2％しかないという問題が確認された。

#### 第8条に関する勧告案

1. 関連する専門職の養成課程や研修のカリキュラムの詳細な調査（mapping）を含め、長期的に社会の様々なレベルでCRPDと人権アプローチに関する意識を高めるために、毎年十分な資源を配分する。
2. 障害者権利運動との緊密な対話を通じて、CRPDの実施に関する義務について、意思決定者や政策担当の高官を対象とした研修プログラム（十分な資金を投入し、対象を詳細に絞ったもの）を確立する。
3. 障害のある人の描き方に関するメディア調査を開始し、公共メディアにおける障害のある人のインクルージョンに関する指針や独立した監視を通じて、メディアの説明責任を奨励する。

### 第9条 アクセシビリティ

39 障害者政策を、ユニバーサルデザインの原則、アクセシビリティのための既存のバリアの除去、自立のための個別支援、および差別の防止と対処に集中させるという2017年の国会の決定は、具体的な目標、予算、測定可能な成果に結びついていない。

40 UPR（普遍的定期的審査）勧告（訳注　UPR: Universal Periodic Review 普遍的定期的審査とは、全ての国連加盟国が、人権状況について相互に定期的に審査し、勧告する制度。）に対する政府回答[[65]](#footnote-66)は、政府の障害者政策法案に記載されている「責任と財政の原則」に言及し、「予算を増やさなくてもアクセシビリティは達成できる」とし、次のように述べている。「社会のあらゆる部門が障害者政策の実施責任を負う。人々が排除されず、すべての個人の能力が活用されるようにすることは、社会全体の責任である」[[66]](#footnote-67)。

41 ユニバーサルデザインは、研究（条約第4条1 f）やAIのような新技術の主流となっておらず、特に認知障害のある人にとって排除のリスクが高まり、新たなバリアを生み出している。

42 デジタルとメディアのアクセシビリティに関するEU規制の完全な国内法化は、アクセシビリティ要件と憲法上の表現の自由法[[67]](#footnote-68), [[68]](#footnote-69)の政府解釈との兼ね合いという課題もあって遅れている。

43 欧州アクセシビリティ法のスウェーデン法への移管に関するEUの公開の侵害訴訟[[69]](#footnote-70)。スウェーデン障害者権利連盟（Swedish Disability Rights Federation）は、例えば指令の第24条と第29条のような、範囲を限定する名称の変更、法律における実施要件の欠如に関する相関表[[70]](#footnote-71)を提示している。

44 条例2001:526に関連した公共機関におけるアクセシビリティ改善の具体的成果に関する年次調査は、2016年に終了した[[71]](#footnote-72)。現在の調査では、成果ではなく計画を求めている。条例に関連するアクセシビリティのバリアを取り除くための具体的なガイドラインの更新は2015年に中止され、その後削除された。これへの批判には回答がない[[72]](#footnote-73)。これに代わるウェブツール「的を絞った参加」(Focus participation)[[73]](#footnote-74)は、ガイドラインではなく質問をベースにしている。

45 公共調達法における義務としてのアクセシビリティ要件に関する調査2021によると、55％が要件を設けておらず、設けたとしてもごくわずかなケースにとどまっている[[74]](#footnote-75)。

46 OPD（障害者団体）は欧州会計検査院（ECA: European Court of Auditors）に対し、CRPDおよびアクセシビリティの国内的実施・監視が、EUの資金提供のための義務的要件であるにもかかわらず欠如していることを伝えた[[75]](#footnote-76)。ECAは均等待遇の法制化と欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act）の積極的実施などを勧告した[[76]](#footnote-77)。

47 スウェーデン全国住宅建築計画委員会は、基準や詳細なガイドラインを削除し、2023年に実用的建築要件[[77]](#footnote-78)の改正を提案した。この改正案は、OPDと産業界から批判[[78]](#footnote-79)を受けた。政府は、学生寮のアクセシビリティ要件の緩和を提案するよう同委員会に要請している[[79]](#footnote-80)。

48 PWD（障害のある人）とOPDは、アクセシビリティ要件が盛り込まれていないことに苦情を申し立てられる機会が制限されている[[80]](#footnote-81)。 責任の細分化、制裁措置の不在、監視のための資源の不足が、社会に新たなバリアを生み出している。

49 建築環境や消費者分野の公的機関は、欧州のアクセシビリティ標準化に参加するよう勧告されているにもかかわらず、対処していない[[81]](#footnote-82)。

#### 第9条に関する勧告案

1. 十分な資金、具体的な目標、スケジュールを備えた国家行動計画を策定し、アクセシビリティへの既存のバリアを全国で一貫して取り除く。
2. さまざまな部門におけるアクセシビリティとユニバーサルデザインの基準、ガイドライン、苦情、監視を調整する、OPD（障害者団体）の代表者を含む全国アクセシビリティ委員会を設立する。
3. 第4条および一般的意見第2号（訳注　第9条「アクセシビリティ」に関する一般的意見）に従い、公的資金によるデジタル化政策、技術革新、研究を含むすべての新しい開発において、ユニバーサルデザインアプローチに従ったアクセシビリティが含まれるようにする。
4. 電子識別（e-identification　訳注　デジタル サービス利用時に自分自身を電子的に識別する機能）及び緊急時を含む、建築環境、交通、公共情報、通信におけるアクセシビリティに関する規制や基準を見直す。
5. 公共調達における義務としてのアクセシビリティ要件およびユニバーサルデザインの実施を確保するための監視システムを確立する。
6. 政府機関が（訳注　EUの）標準化に参加すること、また、障害者団体が参加するための資金を提供する。

### 第10条 生命に対する権利

　市民権擁護委員会（Civil Rights Defenders）が第30会期CRPD委員会に提出した報告を参照のこと。

### 第11条 危険な状況および人道的緊急事態

50 危機（inclusive crisis）へのインクルーシブな対策が欠けている。危機や緊急事態における障害のある人の権利を政策に盛り込み、確保し、フォローアップする体系的な方法がない。

51 さまざまな危機において、障害のある人の安全が確保されなかった例がある。COVID-19パンデミックの際、コロナウイルスに関するアクセス可能な情報[[82]](#footnote-83)が担当当局のウェブサイトで利用可能になるまで数週間を要した[[83]](#footnote-84)。多くの障害のある人[[84]](#footnote-85)は、医療、日常活動、その他の支援（例えば学校での支援など）のキャンセルを経験した[[85]](#footnote-86)。多くの人が、生活環境の制限、孤立、経済状況の悪化、不安の増大、うつ病のため、精神的健康が悪化したと報告した[[86]](#footnote-87) , [[87]](#footnote-88)。

52 さらに重大なことは、ある期間中にCOVID-19に感染した場合の致死率が、一般の人々と比較して、成人向け特別サービス付き住宅に住む人の間では2倍以上高かったことである[[88]](#footnote-89)。障害のある人を感染から完全に守る対策はとられていなかった。SKR（Sveriges Kommuner och Regioner　スウェーデン地方自治体・地域協会）[[89]](#footnote-90)は、COVID-19の流行時に市町村が独自の優先順位を決定する能力を認める法律を、一時的ではあるが導入するよう要請したが、これは法的確実性（legal certainty　訳注　法律の制定・改廃・適用が安定的に行われ、法に対する人々の信頼を保護する原則。法的安定性ともいう。）を脅かすものであった。非常に懸念されるのは、今後の感染対策に関する最近の調査[[90]](#footnote-91)であり、新たなパンデミック発生時にLSS（特定機能障害者支援・サービス法）に基づく特別住居に住む人を強制的に移転させる可能性を提案しているが、これも法的保障に反するものである。

53 スウェーデンのコロナ委員会[[91]](#footnote-92)は後に、早い介入を促し、リスクグループを保護する計画の不在が問題だと強調したが、よりインクルーシブな危機管理計画の策定は何も行われていない。

54 パンデミック中に通信担当者向けの資料が作成されたが、洪水が発生し、テロの危険の脅威レベル[[92]](#footnote-93)が5段階評価でレベル4（高）に引き上げられたにもかかわらず、実施されなかった（2023年8月）。

55 市町村は、障害のある人のインクルージョン対応計画の改正をしていない。市町村の50％は、障害のある住民のための避難計画[[93]](#footnote-94)を欠いている。スウェーデン民間緊急事態庁（MSB: Myndigheten för samhällsskydd och beredskap）には、非常時に利用される場所のアクセシビリティに関する情報はない[[94]](#footnote-95)。

#### 第11条に関する勧告案

1. アクセシブルな情報およびコミュニケーション、アクセシブルな対応措置、事前登録義務のないアクセシブルな緊急電話番号、情報およびコミュニケーションに関するアクセシブルな措置および行動計画、ならびに危機、災害、人道的緊急事態の際に障害のある人が必要とする支援を提供するための措置および準備のための手順を確立する。
2. 危機への備えの策定に、障害のある人を代表する団体を参加させる。

### 第12条 法律の前にひとしく認められる権利

56 政府は、意思決定の代理から支援への移行に向けた措置を講じていない。2021年に発表された後見に関する政府調査[[95]](#footnote-96)の限定的な提案も実施されていない。政府の調査ではパラダイムシフトについてや、代理意思決定の懸念事項についての分析が行われなかった。

57 スウェーデンの準備段階にある文書によると、金銭的および個人的な事柄を自分で管理する能力がない人を保護する上で、現行の法律が極めて重要であることが示唆されている[[96]](#footnote-97)。最高裁判所は、認知能力や意思決定能力に影響を与えない身体障害は、管財人をつける根拠にはならないと強調している[[97]](#footnote-98)。

58 過去8年間、親権法（Parental Code）（1949:381）に基づく管財人をつける人が増加している[[98]](#footnote-99)。法制審議会は、あまりに弱い理由で制限的な決定がなされる危険性について懸念を表明している[[99]](#footnote-100)。

59 障害のある人が法的能力を行使するために必要な支援や法律扶助が提供されていない（第13条も参照）。法定代理人が存在する場合で、まれに、詐欺や不当に信託下に置かれた人の例がある[[100]](#footnote-101)。

60 「個人代理人」（PO: Personligt Ombud）[[101]](#footnote-102)と呼ばれる支援については、全国的な調整不足、不平等なアクセス、市町村によって異なる解釈がある。これはイギリスのケースマネジャー制度[[102]](#footnote-103)にヒントを得たもので、主に精神的健康状態に障害のある人を支援する[[103]](#footnote-104)。

61 既存の電子身分証明方式は、障害のある被法定後見人を排除しており、CRPD[[104]](#footnote-105) に沿っていない。

#### 第12条に関する勧告案

1. 条約と一般的意見1（訳注　第12条「法の下の平等」に関する一般的意見）に完全に準拠し、国全体における支援への平等なアクセスを確保するため、代理意思決定を支援付き意思決定に置き換えるための早急な措置をとる。
2. 支援付き意思決定のための新しい法律が提案され、実施されるまでの間、法定後見人に対する全国的な監視システムを確立する。

### 第13条 司法へのアクセス（司法手続の利用の機会）

**この文章は、市民権擁護委員会がCRPD委員会第30回会期に提出した報告を補足するものである。**

62 支援の申請、苦情の申し立て、決定の理解などの手続きが複雑なため、法律扶助なしに行政機関や裁判所で救済を受けたり権利を主張したりすることはほとんど不可能である[[105]](#footnote-106)。

63 司法における知識と能力の欠如。一部の地方裁判所、およびスウェーデン犯罪防止国家評議会は、CRPD[[106]](#footnote-107)に対する認識がないことを認めている。障害のある子どもは、法廷では信用できないとみなされている[[107]](#footnote-108)。

64 国は司法長官を通じて、自閉症スペクトラム障害の男性に関する事件で、手続き的配慮（procedural accommodations）を図る責任を国選弁護人に押し付けている[[108]](#footnote-109)。

65 スウェーデンの行政裁判所の状況について、とくに特定機能障害者支援・サービス法（LSS）に関する事件を対象とした調査によると、代理人を立てない場合の敗訴率は92％であるのに対し、本人が弁護士の支援を受けた場合の敗訴率は74％に低下している[[109]](#footnote-110)。

66 司法へのアクセスに対する経済的バリアには、特に行政裁判所において負担可能な範囲の費用で利用できる専門知識（affordable expertise）の欠如と、差別に関連する「敗訴者負担」規則がある[[110]](#footnote-111)。法律扶助法を改正し、法的支援ニーズへの対応を確保するための、不平等に関する調査[[111]](#footnote-112)の提案に基づく行動を起こす取り組みはない[[112]](#footnote-113)。

67 障害者団体や人権擁護団体の収入の低下と資金の減少[[113]](#footnote-114)は、司法へのアクセスをさらに困難にしている。かつて国のプロジェクト資金で始まったほとんどの地域支援センターは、市町村や地域からの持続可能な資金の不足のために存在しない[[114]](#footnote-115)。

#### 第13条に関する勧告案

* 障害のある人に対する暴力やアクセシビリティ要件に関する知識を含め、障害のある人の権利に関する知識を高めるため、司法制度の職員への効果的な継続的研修を確保し、監視する。
* スウェーデンの法律を見直し、刑事、民事、行政訴訟において、手続き的配慮および年齢相応の配慮がなされるようにする。
* 法律扶助法の包括的な見直しを行い、特に行政裁判所や差別に関連する裁判において、司法へのアクセスを確保するために経済的バリアを取り除く。
* 子どものために提案された措置（第7条参照）を基に着想し、障害のある成人の権利のための独立した司法支援機構を設立し、資金を提供する。

### 第14条 身体の自由及び安全

　市民権擁護委員会がCRPD委員会第30会期に提出した報告を参照。

### 第15条 拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの自由

　市民権擁護委員会がCRPD委員会第30会期に提出した報告を参照。

### 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

**この文章は、市民権擁護委員会がCRPD委員会第30回会期に提出した報告を補足するものである。女性と子どもに対する暴力に関する第6，7条も参照のこと。**

68 幼少期と成人期に身体的、心理的、性的暴力にさらされている障害のある人は後を絶たない。成人期に性的暴力を経験したと報告する障害のある男性は、障害のない男性の2倍以上である。全体として、このリスクの増加度は、障害のある男性に比べ、障害のある女性のほうがより顕著である[[115]](#footnote-116)。

69 いかなる形の障害であれ、障害のある子どもや若者が心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、およびいじめにさらされる可能性は、ほぼ2倍である。さらに、性的搾取のリスクも倍増している[[116]](#footnote-117)。神経精神障害のある子どもは、学校での頻繁な嫌がらせやいじめの被害者になる可能性が約2倍高い[[117]](#footnote-118)。

70 CRPD委員会からの質問にもかかわらず、スウェーデンのヘイトクライムに関する法律は障害を特定の理由として含んでいない[[118]](#footnote-119), [[119]](#footnote-120)。最近、政府の調査でジェンダーに関する保護が提案されたが、障害に関する保護を確保する取り組みはない[[120]](#footnote-121)。刑法と報道の自由に関する法律は、他の集団と同じようには障害のある人を脅迫や侮蔑から保護していない。障害は、ヘイトクライムに関する国の統計には含まれておらず、オンラインなどでのヘイトクライムを減らすための政策イニシアチブにも含まれていない。

#### 第16条に関する勧告案

A ヘイトクライムや侮辱に関するスウェーデンの法律を改正し、他の集団と同等に障害のある人を保護する。

### 第17条 個人をそのままの状態で保護すること

71 障害のある人、とくにまだ後見の下に置かれている人は、精神科医療の場[[121]](#footnote-122)だけでなく、グループホーム[[122]](#footnote-123)や特別な住居（訳注　障害のある人や高齢者向けの）においても、自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに、医療行為や強制的、制限的な措置を受けている。

72 これはまた、保健医療サービス法[[123]](#footnote-124)に違反し、補足的強制ケア法（訳注　正式名称はLag om psykiatrisk tvångsvård　強制精神医療に関する法律）[[124]](#footnote-125)に従って生じている。

#### 第17条に関する勧告案

A 同意のない医療行為、強制的・制限的な措置を防止・中止するために必要な立法措置その他の措置を講じること。

### 第18条 移動の自由と市民権

73 移民法制に関するいわゆる「ティド協定　Tidö-avtalet」（訳注　2022年にヴェストマンランド県のティド城で行われた、民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党の間で締結された協定。）[[125]](#footnote-126), [[126]](#footnote-127)における現政権の改革アジェンダは人権の視点を欠いており[[127]](#footnote-128)、障害のある移民に不利益を与えている[[128]](#footnote-129)。社会的権利に影響するさまざまな移住資格の間には、すでに序列がある[[129]](#footnote-130)。

74 医療への全面的アクセスなど、あらゆる形態の福祉[[130]](#footnote-131)、特定機能障害者支援・サービス法（LSS）における権利、例えばパーソナルアシスタンスや特別住居などは、永住権か市民権が条件となっている。

75 障害のある移民をさまざまな形で不利にする立法案がすでにいくつかある[[131]](#footnote-132)。永住権が削除され、市民権申請の可能性が新しい条件[[132]](#footnote-133)で制限されることが提案されている。それは少なくとも8年間は自活する能力があることが条件とされるなど、障害のある移民に不利なものである。永住権を持ちながら市民権を持たずにスウェーデンに住む人は、追放される危険性がある。

76 スウェーデン国内での自由な移動の権利は保障されていない。市町村自治により、他の市町村に移動すると支援サービスを受けられなくなる可能性があるからである。

#### 第18条に関する勧告案

1. 移住の状況にかかわらず、すべての障害のある人が、差別なく経済的、社会的、文化的権利を平等に享受する前提条件として、個別の障害者支援を受けられることを監視する。
2. 全国どこであっても平等を保証し、自由な移動を可能にすることを目的として、障害のある人の権利を評価するための国内規制の枠組みを整備する。

### 第19条 自立生活と地域社会への包摂

77 スウェーデンは、地域社会で生活する自由と、他の人と平等の選択肢を持つ個別支援サービスへのアクセスを確保する締約国義務を果たしていない。

78 1994年にLSS（特定機能障害者支援・サービス法）[[133]](#footnote-134) が導入されて以来、その適用の方法により、法律で認められているさまざまな権利、なかでも自己決定の尊重、パーソナルアシスタンスが徐々に損なわれ、その結果、多くの人々にとって自分の人生をコントロールする能力が制限されてきた。

79 2023年1月1日の法律改正[[134]](#footnote-135)により、パーソナルアシスタンスを受ける権利が強化され、子どもや知的障害のある人のパーソナルアシスタンスの機会が増えると予想された。さらに、2015年から2022年の間にパーソナルアシスタンスを失った個人[[135]](#footnote-136), [[136]](#footnote-137)に、再び与えられることが期待された。（しかし）2023年11月のフォローアップによると、支援を受ける権利は逆に弱体化した[[137]](#footnote-138)。

80 パーソナルアシスタンスを受ける権利は66歳以上では限定されている[[138]](#footnote-139)。LSSを通じて支援を受けられない障害のある人は、SOL（社会サービス法）から支援を受けることができるが、LSSの「良好な生活条件のため」[[139]](#footnote-140) に対して「合理的な生活水準のため」[[140]](#footnote-141) に限られる。

81 LSSやSOLによる支援を受ける権利も市町村によって異なるため、実際には、支援を失うリスクを冒すことなく居住地を変更することができない[[141]](#footnote-142)。

82 国は、市町村のLSSへの介入については、ニーズ調査や承認した介入に関して責任を負わない。

83 OPD（障害者団体）は、積極的な社会参加の権利の侵害を観察している[[142]](#footnote-143)。例えばLSSの権利のひとつである付き添い介助（accompaniment）の権利[[143]](#footnote-144)が大幅に削減され、これも自己決定と社会への完全参加を妨げている。

84 個別の支援サービスや、安全で利用しやすく、地域社会に根ざした住居を、同じ地域社会の他の人々と平等に利用できないこと[[144]](#footnote-145)も、どのように、どこで、誰と暮らすかを選択する権利を制限している。

85 手厚い支援が必要な子どもの中で、支援が不十分なために家族から離れる危険のある子どもが増えていると、全国保健福祉委員会は警告している[[145]](#footnote-146)。

86 医療・社会的ケア監察局（IVO: Inspektionen för vård och omsorg）の最近の報告[[146]](#footnote-147)は、障害者向け住宅で拘束措置が常用されている問題点を浮き彫りにした。入所者数が増加し、日常活動施設や介護施設との併設が行われ、施設収容化につながっている。

#### 第19条に関する勧告案

1. 一般的意見5（GC5 訳注　第19条「自立生活」に関する一般的意見）に沿って、LSSを含む障害のある人の支援サービスおよびサービス形態に関するすべての法律において、サービスの設計と範囲が第19条の履行にどのように寄与するかを明確にする。
2. パーソナルアシスタンスを受ける権利を法律で保障し、現金給付の設計、範囲、レベルをGC5に沿ったものにする。
3. 国全体のサービスの質がGC5に従って第19条を遵守していることを確認するため、LSSを含む障害者支援に関する国内モニタリングを毎年定期的に実施する。
4. 施設再収容を防ぐために、GC5に沿った、安全で利用しやすく、地域社会に根ざした住宅へのアクセスを確保するスケジュールと資金を含む行動計画を採択する。

**第20条 個人の移動を容易にすること**

87 1979年に公共交通機関のバリアフリー化に関する法律が制定されたにもかかわらず、政府の進捗指標によると、バリアフリー化されていない車両やバス停が依然として存在する[[147]](#footnote-148)。政府機関の運輸分析最新フォローアップ報告[[148]](#footnote-149)は、物理的なバリアとは別に、旅行時の情報やサポートの不足に関する障害者団体[[149]](#footnote-150)からの抗議にもかかわらず、肯定的な傾向を強調している。

88 「高齢者向け特別居住施設」、グループホームに居住している人、特に盲の人など、付き添いサービスが必要な人の移動が少なくなっている[[150]](#footnote-151)。

89 運輸の公共調達を担当する地方自治区は、義務とされているアクセシビリティ要件を高い水準で遵守していると主張している[[151]](#footnote-152)。鉄道輸送の民営化以来、古い車両を保有する会社と近代的な車両を保有する会社が混在している。

90 「特別輸送サービス」を受けられる人の数は減っている。裁判の悪影響（訳注　脚注152の「特別輸送の基準をより明確に」の冒頭にあるように，特別移送サービス（STS）の対象者であったはずの人たちが、サービスを受ける権利を否定され、最高裁で上告が棄却された判例のことと思われる。）による法律改正案[[152]](#footnote-153)は実施されていない。

91 障害者対応改造自動車（accommodated cars）の利用者は、地域格差や駐車料金の増加、およびアクセシブルでない給油所[[153]](#footnote-154)や充電設備[[154]](#footnote-155)という差別を報告している。

#### 第20条に関する勧告案

1. 個人的な移動の権利を確保するための指標を修正した国家計画を、全国のOPDの積極的な関与のもとで策定する。これには、支援、補助器具、改造車両の利用、通学を含む特別交通の調達、合理的な費用での個人的移動を含むものとする。
2. 苦情の申し立てや補償に簡単にアクセスでき、全国的な個人移動の権利を確保するために法律を改正する。

### 第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

92 デジタル配信されるメディアコンテンツのアクセシビリティ要件を設けるためには、法律の見直しが必要であると考えられる。欧州アクセシビリティ法の国内法への移管に関する法案でも問題が提起されている。スウェーデンの法律[[155]](#footnote-156)は、電子書籍の定義を第2条で制限しており、EU指令第3条の定義41とは異なっている[[156]](#footnote-157)。

93 代替コミュニケーションや拡大コミュニケーション（訳注　ALS、脳性麻痺、知的障害などで、重度の表出障害を持つ人々のコミュニケーションを向上させることを目的とする。AAC: Augmentative Alternative Communicationともいう。）を受ける権利は、どの法律にも明確に表現されていない。

94 障害のある人に対する不適切表現は国内法から排除されている[[157]](#footnote-158)。

#### 第21条に関する勧告案

1. デジタル・アクセシビリティ、代替・拡大コミュニケーション、ユニバーサルデザインの要件を実現可能にし、情報へのアクセスを確保するために、憲法を含むすべての法律におけるバリアを撤廃する。
2. メディアにおけるオンライン上のヘイトスピーチや障害のある人に関する軽蔑的表現の蔓延を監視する。

### 第22条 プライバシーの尊重

95 政府機関間の機密データ共有に関する措置は、例えばCRC（子どもの権利条約）には言及しているが、CRPDには言及していない[[158]](#footnote-159)。

96 支援機器とクラウドサービスに関連するデータ保護に関する問題が提起されている[[159]](#footnote-160)。

97 福祉制度における犯罪組織や不正行為の発生可能性の予測が高まるにつれ、パーソナルアシスタンスの必要性を評価する際に、プライバシーの尊重がさらに侵害される危険性が懸念される[[160]](#footnote-161), [[161]](#footnote-162)。

98 スウェーデン社会保険庁や市町村は、パーソナルアシスタンスや付き添いなどの支援や様々なサービスの必要性を評価するために、トイレやシャワーにかかる時間の監視を含め、プライバシーに踏み込んだ評価を行うことが多い[[162]](#footnote-163)。

#### 第22条に関する勧告案

1. 障害のある人が、プライバシーを脅かす可能性のある自らのデータに誰がアクセスできるかの決定に関与できるように、意思決定と監視のための基準を策定する。
2. パーソナルアシスタンスを含むサービスのニーズ評価が、プライバシーを尊重し、適切な方法で行われるように、国のガイドラインを作成しなければならない。

### 第23条 家庭と家族の尊重

99 障害のある子どもや大人のいる家庭における機会均等への支援は、重大な欠点を示している [[163]](#footnote-164), [[164]](#footnote-165) ;医療、市町村の支援とサービス、そして保育や学校を含むあらゆるレベルで、あらゆる形態の支援へのアクセシビリティの不足と広範な無視が見られる。こうした欠点は2011年にすでに指摘されていた。この2011年報告[[165]](#footnote-166)によりいくつかの対策が講じられたが、全体的には状況はほとんど変わっておらず、さらに悪化していることも多い。

100 スウェーデンでは現在、より制限的な移民政策が実施されている。改革アジェンダ[[166]](#footnote-167)には、移民の家族が再び一緒になる可能性に関する要件の厳格化[[167]](#footnote-168)が盛り込まれており、とりわけ経済力と住居の広さに対する要求が非常に高くなっている。これは障害のある移民に大きな影響を与えている[[168]](#footnote-169)。

#### 第23条に関する勧告案

1. 障害のある人は、家族生活における平等な権利を法的に保証されるべきであり、これには、平等な子育てに対する社会当局からの十分な支援が含まれる。この支援は、障害のある子どもを持つ家族への平等な支援をカバーすべきであり、特に女性の経済的機会、健康、生活機会の均等への影響を監視すべきである。
2. 国家は、障害のある子どもが本人の意思に反して親から引き離されないようにしなければならない。

### 第24条 教育

101 スウェーデンの学校制度はインクルーシブではなく、ますます分離された学校へと発展している。合理的配慮や特別な支援を受ける障害のある生徒の数は減少している[[169]](#footnote-170), [[170]](#footnote-171), [[171]](#footnote-172)。その一例として、いわゆるリソーススクール[[172]](#footnote-173)に関する教育法の改正や、授業の妨げになると考えられる生徒を受け入れる緊急学校の導入が挙げられる。知的障害のある児童生徒のための義務教育学校には、より多くの生徒が入学している[[173]](#footnote-174)。その数は増加し続けており[[174]](#footnote-175)、50％以上がスウェーデン国外で生まれている。

102 スウェーデンの自由な学校選択制度では、組織的・経済的な課題を理由に生徒を不合格にすることがまだ可能である[[175]](#footnote-176)。

103 毎年、約15％の生徒が小学校を既定の成績を満たさないまま卒業しており[[176]](#footnote-177)、その多くは障害のある生徒である。

104アクセシビリティの不足という形の差別として、平等オンブズマン[[177]](#footnote-178)に学校を訴える生徒が増えている。場合によっては、合理的な配慮や特別なサポートの欠如が、教育法違反[[178]](#footnote-179)だけでなく、反差別法違反とみなされることもある。

105 障害のある多くの生徒にとって重大なバリアのひとつは、現在、学校や幼稚園でパーソナルアシスタンスを利用するためには、特別な理由[[179]](#footnote-180)が必要とされていることである。

106 適応学校制度（adapted school system）は、特に資格を持つ教師の割合と、高等学校、職業大学、成人教育への進学機会に関して、重大な欠点を示している。

107 高等学校や高等教育レベル[[180]](#footnote-181)においてさえも学生への支援に不備があり、地域間のばらつきがかなりある。

108 成人教育カレッジへの政府助成金は、継続的なインフレに対して調整されておらず、その結果、約3000人の教師が解雇され[[181]](#footnote-182)、進学のための基本資格を提供するプログラムを含め、障害のある学生を対象としたプログラムが大幅に削減されている。教育団体（study associations）への助成金[[182]](#footnote-183)さえも大幅に削減されており、これは障害のある人の重要な活動が中止されていることを意味する。

109 現在、障害のある児童・生徒が受ける可能性のある支援介入の効果は、もしそれがあるとしても、それを監視することは不可能である[[183]](#footnote-184)。最近の調査[[184]](#footnote-185)報告では、すべての種類の学校における障害のある児童・生徒の状況を継続的に監視することを保証するため、より明確で鋭い責任を提案している。

#### 第24条に関する勧告案

* 一般的意見4（訳注　第24条「インクルーシブ教育」に関する一般的意見）に沿って、すべての障害児・生徒のために、学校制度におけるインクルーシブで非差別的な教育を確保するための行動計画を策定する。
* 学校による賠償責任（compensatory responsibility）の履行を監視する。要件は遵守されなければならず、違反した場合には明確な措置が課されなければならない。
* 適応学校制度の生徒が、成人教育や職業訓練を継続できるようにする。

### 第25条 健康

110 集団レベルでは[[185]](#footnote-186)、障害のある人は一般と比較して、より劣悪な生活環境、より悪い健康状態[[186]](#footnote-187)にあることを報告している。公衆衛生を奨励している多くの分野において、障害のある人は一般集団よりも悪い状況[[187]](#footnote-188)に直面している。医療へのアクセスには地域間で大きな差がある。

111メンタルヘルスを改善するための若者からの提案を含むいくつかの研究がある[[188]](#footnote-189)が、一方で若者の自殺リスクは依然として増加しつつある[[189]](#footnote-190)。公的機関は、メンタルヘルスと自殺予防のための戦略提案を2023年9月に提示した[[190]](#footnote-191)。

112 障害のある人は診断や治療が遅れるリスクがあり、その結果重篤な病気では回復の予後が悪い[[191]](#footnote-192)。LSSに従ってサービスを受けている女性は、他の乳がん患者に比べ、乳がんで死亡するリスクがほぼ2倍である。脳卒中を患った慢性精神疾患患者は、他の脳卒中患者に比べ、頸部の手術を受ける割合が低い。

113 平均余命は、特定の障害のある人の間で短くなると予想される。例えば、自閉症の人[[192]](#footnote-193) の平均余命は16年短く、精神保健上の問題を抱える人[[193]](#footnote-194) の平均余命は、一般集団よりも10～20年短い。

114 障害のある子どもや若者[[194]](#footnote-195)もまた、他の子どもたちよりも[[195]](#footnote-196)、生活への満足度が低く、健康状態の自己評価が低く、健康問題に関する自己申告が多い。

115 精神障害（mental disabilities）のある人の健康状態に関する最近の調査[[196]](#footnote-197)によると、糖尿病、肥満、慢性閉塞性肺疾患（COPD: Chronic Obstructive Pulmonary Disease）などの一般的な身体疾患は、一般集団に比べて5倍も多い。口腔の健康状態も一般集団より悪かった。同様に、自傷行為、自殺、自殺以外の死因による死亡のリスクも、一般集団に比べて有意に高かった。

116 2023年秋には、メンタルヘルスと自殺の分野における10年戦略[[197]](#footnote-198)，[[198]](#footnote-199)が開始されたが、十分な資源がなければ実行に移すことはできない。

117 障害のある人の性と生殖の健康および権利[[199]](#footnote-200)に関する、状況およびデータの欠如に関する重大な問題がある。

118 障害のある人は、健康危機において他のグループよりも深刻な影響を受ける。これは、COVID-19のパンデミックの際にも観察されたことで、パーソナルアシスタンス受けている人のウイルスによる死亡率は6.8 パーセントにも上った[[200]](#footnote-201)。これは、特定の条件下ではウイルスに感染しやすくなることと、危機管理、特に感染対策が不十分であることの両方から説明できる。

119 パンデミックが続く中、また経済不況の余波を受け、医療が困難な選択を迫られる中、生物学的年齢[[201]](#footnote-202)の評価に基づく医療の優先順位付けについて、非常に困難な議論が生じている[[202]](#footnote-203)。

#### 第25条に関する勧告案

1. 性と生殖に関する健康、保健医療、保健サービス、障害に関連した歯科医療など、健康における不平等を継続的に特定し、対処するための国家行動計画を策定する。
2. 障害のある人に関する分類されたデータと交差点的視点に基づき、すべての地域における健康と保健医療への平等なアクセスを監視する。
3. 身体面の医療ケアにおける生存率の差に影響を与えている差別的構造を排除するために、早急に行動を起こす。
4. メンタルヘルスと自殺予防の戦略において、障害のある人の権利の視点を確保し、その成果をフォローアップする。

### 第26条 ハビリテーションとリハビリテーション

120リハビリテーション、ハビリテーション、補助器具のサービス提供とサービスの質については、その期間と手厚さに関して、地域間で大きな違いがある[[203]](#footnote-204)。リハビリテーションとハビリテーションをめぐる組織、協定、主体間の責任分担が地方によって異なるため、同等性を達成することは不可能である。

121リハビリテーションやハビリテーションの分野では、全国的にも地域的にも統計や調査が不足している。そのため、比較や追跡調査は困難である。関係者は、このことが課題であり、例えば各種補助機器など、リハビリテーションやハビリテーションへのアクセスに影響しうると考えている。

#### 第26条に関する勧告案

1. 全国で、適切なリハビリテーションやハビリテーションへの平等なアクセスを監視し、確保する。
2. リハビリテーション、ハビリテーション、補助機器に関する全国的なガイドラインを早急に導入し、全国で同等性を実現する。

### 第27条 労働及び雇用

122 障害のある人の労働市場政策は著しく軽視されている。雇用者に対する賃金補助が導入され、サムハル（Samhall）[[204]](#footnote-205) が設立された1980年以降、重要な改革は実施されていない。2021年、障害者団体は協力して[[205]](#footnote-206)、73の施策を盛り込んだ提案書を政府に送ったが、このうち22は第27条[[206]](#footnote-207)に直接関連するものであった。また、提案書には障害のある難民の状況に焦点を当てた部分もあるが、2023年の新政権の決定後、その状況が悪化した（第18条参照）。

123 人口の約81％が、仕事があると答えている。「労働能力が低下している」人では約44パーセントが「働いている」[[207]](#footnote-208)と答え、女性（39％）よりも男性（51％）の方が多い[[208]](#footnote-209)。障害のある人の3分の1が職場での差別に直面している。データ収集方法は時代とともに変化しており、比較は困難である[[209]](#footnote-210)。

124 公的雇用（公務員雇用）における男女平等とスウェーデン国外で生まれた人を増やす目標はあるが、障害についてはない[[210]](#footnote-211)。政府はその理由を問う質問に対し、行政運営上の「実績と能力」という憲法の要件[[211]](#footnote-212)に言及することで回答した[[212]](#footnote-213)。

125 障害のある人と「新規入国者」を対象とする公的機関の技能実習プログラム2016-2023は、2022年に障害のある人100人（目標500人）に達した[[213]](#footnote-214)。

126 就労のための支援を受けることが難しくなっている。障害者雇用庁の支援を受けるために必要な「就労能力低下」のアセスメント手続きに平均約1年かかると報告されている[[214]](#footnote-215)。

127 スウェーデン連邦雇用庁への予算配分は 2019 年以降削減されているが、Samhall（サムハル）への予算は、会計検査院からの厳しい批判[[215]](#footnote-216)にもかかわらず、2024 年に増額された[[216]](#footnote-217)。2023年12月、政府はサムハルの概況を発表した[[217]](#footnote-218)が、CRPD委員会の個人通報No.45/2018[[218]](#footnote-219)に関する勧告に沿った合理的配慮への対話とタイムリーなアクセスを確保する取り組みは依然としてない（個人通報をウェブで公開することは別として）。

128 市町村は、「知的障害のある人のための日常活動」に対する国庫補助金を得ることができる（LSS : Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade　特定機能障害者支援・サービス法）。この活動はスウェーデンの労働市場法制および労働環境法制ではカバーされない。

129 16歳から29歳の若者の約10人に1人が、1年間仕事も勉強もしていない。このような若者の多くは、障害を抱えているか、支援を受けるために必要な診断を待っている状態で、仕事も勉強もしない状態が長く続いている。支援は市町村が自主的に行っているが、地域によって大きな違いがある[[219]](#footnote-220)。

130 家計に対する所得給付と手当の全体的な水準を制限し、「労働へのインセンティブを高める」ための政府調査が開始された。障害については言及されているが、貧困リスクの増大については言及されていない[[220]](#footnote-221)。

#### 第27条に関する勧告案

1. 公共部門における雇用の目標を設定し、国家行動計画を策定する。必要な場合は、憲法を見直す。
2. 障害者支援に関する労働市場政策の全面的な見直しにOPD（障害者団体）を含め、年齢、ジェンダー、交差性を考慮したインクルーシブなプロセスにおいて、十分な資金を伴う個人的かつ個別的な支援へのアクセスを確保する。
3. 就労も就学もしていない障害のある若者に対し、適応した職業指導やインターンシップを含め、全国で適切かつ平等な支援を確立する。

### 第28条 相当な生活水準及び社会的な保障

131 障害のある人の貧困リスクは、社会給付が減少した数十年間、スウェーデンでは他のEU諸国[[221]](#footnote-222)と比較して速いペースで増加している[[222]](#footnote-223)。子どもがいて平均的な所得のある共働き世帯の購買力（は、1992年から2018年にかけて74％増加したのに対し、保証されたレベルの傷病手当金を受給している片親の購買力は7％増加の増加だった[[223]](#footnote-224)。ここ数年は高いインフレが続いている[[224]](#footnote-225)。

132 「労働能力低下に対する活動補償」の最高額[[225]](#footnote-226)は、スウェーデン消費者庁が算出した妥当な税引き前生活費[[226]](#footnote-227)の約 93％しかカバーしていない[[227]](#footnote-228)。受給者の税金は、就労者よりも高い。知的障害のある成人に必要な費用が高騰しているために[[228]](#footnote-229)、住居費などの高騰を補うべく、多くの人が親族に依存している。

133 支給申請にかかる手続きの負担が大きく、傷病手当や活動支援手当の受給資格を得るのが難しい[[229]](#footnote-230)。また地域差があるのが一般的である[[230]](#footnote-231)。活動支援手当の支給を拒否された人の5人に1人は、実施当局から連絡を受けている[[231]](#footnote-232)。一時的な支援を目的とした給付金である生活扶助[[232]](#footnote-233)の申請を余儀なくされる人が40％で、この数は増えている。

134 障害のある人の経済的平等を分析・監視するための政府調査からの提案は実施されていない[[233]](#footnote-234)。「傷病手当金や活動給付金を受給している人の経済的保障を、給付金の適切な算定を確保することによって強化する」ための新たな政府調査[[234]](#footnote-235)が計画され、2022年9月に開始されたが、2022年12月の新政権によって中止された。

#### 第28条に関する勧告案

1. 働けない障害のある人の経済的保障を確保するための措置によって、貧困のリスクを減らし、さらなる後退を食い止めるために、第28条とSDGsの実施を確保する。
2. スウェーデン社会保険庁および市町村レベルに適用される、障害者支援のためのアクセシブルな情報および申請システム、決定および苦情解決システムを確保する。

### 第29条 政治的及び公的活動への参加

135 投票所における障害のある人の支援に関する選挙法の改正[[235]](#footnote-236)にもかかわらず、保護者（後見人）からの情報がない、投票所まで行くのに支援がないなど、さまざまな理由で投票できない障害のある人がいる[[236]](#footnote-237)。秘密投票に関する政府による調査の計画は2022年に中止された[[237]](#footnote-238)。

136 障害のある人が投票できない場合の報告とフォローアップのための体系的なプロセスはない[[238]](#footnote-239)。2022年の選挙で誤った点字の資料が送られた[[239]](#footnote-240)。

137 スウェーデン社会参加庁が作成したアクセシブルな投票所のためのチェックリスト[[240]](#footnote-241)の利用は任意であり、地域の対策はさまざまである。

138 障害のある政治家にとっての課題には、アクセシビリティの欠如や移動にかかる二重のコスト（訳注　介助者の交通費もかかる．）などがある[[241]](#footnote-242)。

139 2022年の総選挙後、公共放送と協力して障害のある人を対象に実施された調査[[242]](#footnote-243)では、4人に1人がどう投票するかを決めるための十分な情報を得られなかったと答えた。彼らの96％が、メディアは自分にとって重要な問題を取り上げていないと答えた[[243]](#footnote-244)。

140 SDG16.7.1および16.7.2の障害で分類されたデータ（disaggregated data for disability）および全国的フォローアップデータはない[[244]](#footnote-245)。（訳注　これを含むSDGの指標での「障害で分類」とは「障害の有無で区別」を意味する。）

#### 第29条に関する勧告案

1. 組織的なフォローアップ、違反への法的措置対応、改善のためのわかりやすい苦情解決メカニズムを伴った、高水準のアクセシブルな投票所を全国に設置する法律を施行する。
2. 障害のある人が投票できない場合の報告制度を実施し、組織的フォローアップと救済を行う。
3. SDG16.7.2に関連する対策とフォローアップのために、2014年に提案されたように、障害のある人やその他の不利な立場のグループの社会における力／影響力に関する調査を開始する。

### 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

141 障害のある人は他の人々と比べて、文化やレクリエーション活動に参加する機会が少ない[[245]](#footnote-246)。スウェーデン芸術評議会（Statens kulturråd）は、国の助成を受ける活動に対してアクセシビリティ要件[[246]](#footnote-247)を定めているが、これらの要件は効果的に監視されていない。

142 障害のある若者のスポーツや身体活動への参加は、同年齢層の他の人々よりも著しく少ない。調査によると[[247]](#footnote-248)、これは知識、資源、インクルージョンの不足によるものである。政府の調査[[248]](#footnote-249)では、特に障害のある人のための身体活動を促進するための首尾一貫した国の仕組みは存在しない、と結論づけている。この調査による勧告のひとつは、余暇活動のための補助器具を利用する権利を含めるよう、保健医療サービス法を改正することである。

#### 第30条に関する勧告案

* 全国的なアクセシビリティ・ガイドラインを策定し、国、地域、市町村レベルで、公的資金による文化・スポーツへの万人のアクセスを監視する。
* 障害のある子どものために、幼稚園や学校での遊び場、レクリエーション活動、体育の授業へのアクセスを確保し、監視する。すべての子どもの身体的健康と社会的インクルージョンを保証するために、地域格差や男女間の格差をなくす。

**特定の義務（第31～33条）**

### 第31条統計及び資料の収集

143 障害を特定するための質問は、欧州統計局（Eurostat）との関連で何度か変更されており、比較が困難になっている[[249]](#footnote-250)。政府は、雇用統計のデータは以前と比較できないと述べている[[250]](#footnote-251)。障害のある人の割合は10％に低下した[[251]](#footnote-252)。このことのSDGsのフォローアップやCRPDの実施と監視への影響の分析はなされていない。

144 スウェーデン統計局は、SDG:s 2020[[252]](#footnote-253)に関連して特別報告を作成したが、差別（SDG:s 10）についての障害関連のデータが存在する場合でさえも、SDG:s 指標の最新の国のフォローアップには障害に関するデータは含まれていない[[253]](#footnote-254)。

145 政府はスウェーデン統計局に対し、受給者の「登録データ」の利用を含め、生活状況に関するデータの収集方法を見直すよう要請した。報告の提出期限は1月31日である[[254]](#footnote-255)。スウェーデン統計局は、データ収集の障害になっているものとして予算の制約を取り上げている[[255]](#footnote-256)。

146 障害者団体（OPD）は、国連の資料集（UN resource package）からヒントを得るよう提案されたが、障害者政策の成果をフォローアップする指標の作成には関与していない。例えば、政府は進捗状況を示す指標として、バス停の新たなアクセシビリティ対策の数をいまだに使用している[[256]](#footnote-257)。

147 分類されたデータの欠如は、例えばMFD（スエーデン社会参加庁）から、暴力のデータに関して指摘されている[[257]](#footnote-258)。「特別な住宅」に住む障害のある人、精神障害または認知障害のある人、難民のデータの欠如が対象になっていない。

148 地方自治体に関する分類の不足の問題が取り上げられていない。異なる方法が使われているため、どこに住んでいても平等な待遇を確保するためのツールがない。

149会計検査院は、学校統計に責任をもつ機関の欠点をフォローしていないとして政府を批判した[[258]](#footnote-259)。また12月15日に調査報告が提出された[[259]](#footnote-260)。24条も参照のこと。

#### 第31条に関する勧告案

1. 条約を実施するために、障害の多様性を含む分類されたデータを体系的に収集し、交差分析を可能にする手順を開発し、国全体で施策の成果をフォローアップする。
2. OPD（障害者団体）とのインクルーシブなプロセスを通じて、CRPDとアジェンダ2030を考慮し、障害のある人の人権の公平な比較のために、実施と成果の監視を可能にする指標を確立する。

### 第32条 国際協力

150 2022年11月、政府は国際開発の支出における予算制限を決定した[[260]](#footnote-261)。貿易とより密接に結びついた開発の新たな方向性、そしてウクライナの再建[[261]](#footnote-262)なども重要ではあるが、国連スウェーデン協会（訳注　より良い国連の実現を目指して活動するスウェーデンのNGO。1957年設立。）はすでに、世界の他の地域の貧しい人々や恵まれない人々への悪影響について問題提起していた[[262]](#footnote-263)。

151 スウェーデン国際開発協力庁（SIDA: Swedish International Development Cooperation Agency）を通じて提供されるスウェーデンの人道援助戦略 2021-2025[[263]](#footnote-264)では、障害については触れられていない。SIDAには障害連絡先（disability focal points）はない[[264]](#footnote-265)。

152 SIDAによると、OECD-DAC（OECD-Development Assistance Committee　経済協力開発機構 開発援助委員会）の障害マーカーを用いた評価で、2022年の全取り組みのうち、障害を主目的とするものは0.25％であった[[265]](#footnote-266)。

#### 第32条に関する勧告案

ツイントラック・アプローチ（訳注　メインのプログラムにインクルーシブな視点を組み込むアプローチと、障害のある人を対象としたアプローチを組み合わせたもの）により、障害のある人の権利を確実に組み込み、その成果を監視する：

1. 障害のある人の権利を包含するための「スマート」な目標を設定することを任務とする障害連絡先を指定し、戦略や政策の対象グループに「障害のある人」を明確に含めることで、障害のある人を対象とした施策の数を増やし、ツイントラック・アプローチを確保する。
2. 開発・人道支援活動における障害のある人の権利に関する知識を深めるため、国際開発に携わる当局や関係者向けの、分類されたデータと交差的アプローチによる具体的な要求事項を策定する。

### 第33条 国内における実施及び監視

153 CRPD委員会の勧告は広まっているが、国内人権機関の設立を除けば完全に実施されたものはない。

154 政府は2022年に「障害のある人の権利の視点を、より政治的、社会的な分野に取り入れることが引き続き焦点である」と強調した[[266]](#footnote-267)。しかし、政府はどのCRPD報告でも調整メカニズム（coordination mechanism）（訳注　各省庁の障害分野の担当者が条約実施について協議する仕組み、および、そこに市民社会の代表も参加して協議する仕組み）という語に触れていない。唯一の連絡先は、現在も社会省に置かれている。LoIPR（List of Issues Prior to Reporting 報告前質問事項）の質問1 e)への回答で述べた省庁間ワーキンググループも同省が運営している[[267]](#footnote-268)。

155 人権アプローチは障害者政策では十分に練られてはいない。政府は、ウェブサイト[[268]](#footnote-269)において、民主主義と人権に関連する国家政策の責任省庁の一つとして、社会省を挙げていない。

156 一般的意見7（訳注　障害のある人の参加に関する一般的意見）に沿った意思決定および監視への積極的な関与を確保するためのOPD（障害者団体）の正式な役割はない。人権の報告および実施における市民社会組織との対話強化の必要性は、2021年の CESCR（Committee on Economic, Social and Cultural Rights　経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約）に関するの報告[[269]](#footnote-270)でも強調されている。OPD、県行政委員会および社会省を含むCSO（Civil Support Operations市民社会組織）との作業部会は、報告およびフォローアップのための体系的な国内メカニズムに向けて、臨時的なものから移行するための提案を起草した[[270]](#footnote-271)。2022年の政権交代後、会議は中断した。

157 障害者政策は、法律や政策を変更する権限を持たない公的機関に委任されている。スウェーデン社会参加庁は、「動向を監視・分析し、方法、指針、助言を提案し、知識を広め、研究やその他の開発作業を開始し、政府に支援や対策を提案することによって、その使命を果たす」[[271]](#footnote-272)。

158 スウェーデンは、CRPDが発効した2009年1月14日以来、CRPDの実施を**促進し、保護し、監視するための**国内監視メカニズムを持たない[[272]](#footnote-273)。これを「保護」するための個人的および一般的な苦情の（しくみの）必要性を定めた第33条2項をどのように履行するかについての2009年からの政府による調査は、何の措置もとられず放置されたままであった。2022年、スウェーデン国内人権機関（NHRI: National Human Rights Institution）が設立され、国内監視機構を構成する任務が与えられたが、個別の苦情を処理する権限はなかった。

159 NHRIは、個人または集団の苦情を検討する権限を持たず、裁判所に事件を付託し、司法手続きに参加する権限も持たず、また、独立監視機構のためのガイドライン[[273]](#footnote-274)に沿って、条約の実施に関連する慣行に関する情報を含むデータベースを維持していない。2023年11月、国内人権機関世界連合（GANHRI: Global Alliance of National Human Rights Institutions）へのAステータス申請に関するハイレベル会議で、第33条2項に関するいくつかの問題が提起された。民主制度人権事務所（ODIHR : Office for Democratic Institutions and Human Rights）、欧州安全保障協力機構（OSCE : Organization has its roots in the Conference on Security and Cooperation in Europe）、CSO からは、個人の苦情、独立性、CSO の関与が含まれないなどの限定的な権限について懸念が表明された[[274]](#footnote-275)。

160 保護、司法へのアクセス、権利行使の欠如は、CEDAW委員会（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women　女性差別撤廃条約委員会）[[275]](#footnote-276)やCRC（Convention on the Rights of the Child　子どもの権利条約）委員会[[276]](#footnote-277)でも指摘されており、個別の苦情解決メカニズムの必要性についていくつかの勧告が出されている。

161 政府は、個人が人権を主張するための多くの異なった機関[[277]](#footnote-278)を紹介している。そのため、個人にとっても、国家にとっても、データを見つけ、修正し、苦情から学ぶことが難しくなっている。個人や団体によるCRPDの司法面での執行の欠如は、法制上のCRPDの体系的な実施（第4条）の欠如、司法への行動（第13条）に関するバリア、保護するための監視の仕組みにかかわる司法手段の欠如が組み合わさったものである。

162この機構（監視の仕組み）は独立機関ではないが、政府法案[[278]](#footnote-279)によれば、独立監視機構に関するガイドライン[[279]](#footnote-280)のパラグラフ14に沿って、「スウェーデン社会参加庁と緊密に協力」しなければならない。

163 障害者団体は NHRI 評議会にはメンバーを推薦できるが、理事会には推薦できない。監視の枠組みに障害者団体を代表する正式な常設機関（例えばスペイン[[280]](#footnote-281)のようなもの）はない。OPD への資金援助については第 4 条を参照のこと。

#### 第33条に関する勧告案

1. 33.1条に基づき、政府および国会内での効果的なガバナンスと調整を確保する。国全体の資源と政治的公約を創出する。
2. 条約を実施するための調整の仕組みの予算と状況を見直す。この仕組みを他の人権条約を担当する省に設置することを検討し、県行政委員会と政府内の複数の連絡先やOPDを含めるようにする。
3. CRPD委員会と他の国連条約体の勧告を実施する体系的計画を、OPDを含めて実施する。
4. 条約の実施を効果的に保護し、監視するための独立した枠組みを、OPDを含めて再検討する。
5. 権利の監視を可能にする目的で、年齢相応の配慮を図った上で、障害のある個人および団体のために、CRPD違反を通報する苦情解決メカニズムを確立する。
6. 条約の実施と監視に積極的に関与するために、障害者運動と協力して、一般的意見7（訳注　障害のある人の参加に関する一般的意見）に沿った法的関与と資金提供を確保する。

(翻訳：佐藤久夫、岡本 明)

1. [CRPDのスウェーデン語公式翻訳](https://handikappforbunden-my.sharepoint.com/personal/marre_ahlsen_funktionsratt_se/Documents/Skrivbordet/CRPD%20official%20translation%20to%20Swedish) [↑](#footnote-ref-2)
2. [[Ordinance SFS 2000:7](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20007-om-statsbi_sfs-2000-7/)](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20007-om-statsbi_sfs-2000-7/) （訳注　社会省の規則。SFSはスウェーデン法令集　SFS: Svensk författningssamling） [↑](#footnote-ref-3)
3. グラーン・ファーリーほか，ウプサラ大学（Grahn-Farley et al Uppsala University）　「条約に合致した解釈の原則-スウェーデンの人権条約義務との関係」，2017　 "[Principen om fördragskonform tolkning - förhållande till Sveriges konventionsåtaganden om mänskliga rättigheter](https://lagensomverktyg.se/2018/fordragskonform-tolkning/)"）, 2017. [↑](#footnote-ref-4)
4. [Dir 2013:35](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/kommittedirektiv/2013/03/dir.-201335) p.4 　（訳注　社会省からの委員会指令。） [↑](#footnote-ref-5)
5. [Prop2017/18:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2017/12/prop.-20171859)[59と、ヘイトクライムからの保護の必要性に関する CSOの声明（2020年9月](https://funktionsratt.se/%20personer-med-funktionsnedsattning-ska-ha-battre-skydd-i-lagen/)）。 （訳注　Prop2017/18:59は，法務省からの提言。CSOは，Civil Support Operations　市民社会組織。） [↑](#footnote-ref-6)
6. スウェーデン全国犯罪防止評議会（Brå: Brottsförebyggande rådet）、「2020年に警察に報告されたヘイトクライム-警察によってフラグが立てられたケースのまとめ」 （The Swedish National Council for Crime Prevention (Brå)[「Polisanmälda hatbrott 2020 - En sammanställning av deärenden som hatbrottsmarkerats av polisen」）、2020年、27ページ。](https://bra.se/publikationer/arkiv/publikationer/2021-12-08-polisanmalda-hatbrott-2020.html) [↑](#footnote-ref-7)
7. 自立生活研究所、ILI [2023](https://www.independentliving.org/docs10/ICERD-Sweden-migrants-with-disability.html%22%20%5Cl%20%22h.3dy6vkm) [↑](#footnote-ref-8)
8. [SOU2010:70](https://www.regeringen.se/contentassets/3da10d176fae4352bd4ee41b4bbd971a/ny-struktur-for-skydd-av-manskliga-rattigheter-sou-201070/)セクション3.2.6 p.155 　（訳注　SOU: Statens Offentliga Utredningar　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-9)
9. [障害者政策の体系的フォローアップのための政府戦略](https://www.regeringen.se/contentassets/cf8af503cbbc499894549da09ea685af/strategi-for-systematisk-uppfoljning-av-funktionshinderspolitiken-under-2021-2031.pdf) 2021-2031 [↑](#footnote-ref-10)
10. [2016/17年法案による](https://www.regeringen.se/contentassets/0571a7504d49428292a6ab114e4b0263/nationellt-mal-och-inriktning-for-funktionshinderspolitiken-prop-2016-17_188.pdf)[障害者政策の政府目標](https://www.regeringen.se/regeringens-politik/funktionshinder/mal-for-funktionshinderspolitiken/)[:](https://www.regeringen.se/contentassets/0571a7504d49428292a6ab114e4b0263/nationellt-mal-och-inriktning-for-funktionshinderspolitiken-prop-2016-17_188.pdf)188 [↑](#footnote-ref-11)
11. [SOU 2019:23](https://www.regeringen.se/contentassets/83bb46df544f497baf34fa7efacd5b64/styrkraft-i-funktionshinderspolitiken-sou-2019_23.pdf) Para 2 P.16 [↑](#footnote-ref-12)
12. [スウェーデン障害者権利連盟](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2019/09/Remissvar-fr%C3%A5n-Funktionsr%C3%A4tt-Sverige-p%C3%A5-Styrkraft-i-funktionshinderspolitiken-SOU2019_23.pdf)、[協議への回答](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2019/09/Remissvar-fr%C3%A5n-Funktionsr%C3%A4tt-Sverige-p%C3%A5-Styrkraft-i-funktionshinderspolitiken-SOU2019_23.pdf) 2019年10月 [↑](#footnote-ref-13)
13. スウェーデン障害者権利連盟　[勧告を実施するための行動計画に関する](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2017/11/Brev-Regn%C3%A9r-Handlingsplan-Konventionen.pdf)政府への提案2014年、[優先勧告に関する回答](https://handikappforbunden-my.sharepoint.com/personal/marre_ahlsen_funktionsratt_se/Documents/Skrivbordet/priority%20recommendations%20December%202017)2017年12月、[2018年2月勧告に関する会議後の追加コメント 。](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2018/02/Kompletterande-synpunkter-sakr%C3%A5d-CRPD1948.pdf) [↑](#footnote-ref-14)
14. [2023年の](https://www.forsakringskassan.se/download/18.73da25b81888fb1e89b97d/1695274193538/social-insurance-in-figures-2023.pdf)FK図で見る[社会保険](https://www.forsakringskassan.se/download/18.73da25b81888fb1e89b97d/1695274193538/social-insurance-in-figures-2023.pdf) 16ページの画像は費用の減少を示し、17ページは他のヨーロッパ諸国との比較で、他の北欧諸国と比較して障害者保険料が低いことを示している。（訳注　FK図とは、スウェーデン社会保険庁の図かと思われるが、詳細は不明。） [↑](#footnote-ref-15)
15. [欧州障害フォーラム人権報告書第4号](https://mcusercontent.com/865a5bbea1086c57a41cc876d/files/ad60807b-a923-4a7e-ac84-559c4a5212a8/EDF_HR_Report_final_tagged_interactive_v2_accessible.pdf) 「貧困」、2020年、 検索ワード：スウェーデン [↑](#footnote-ref-16)
16. 国民健康福祉委員会全国保健福祉委員会（SoS : Socialstyrelsen） [SoS 障害者支援に関する年次報告書（2023年）](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-4-8476.pdf) 最終パラグラフp.10. [↑](#footnote-ref-17)
17. スウェーデン統計局（SCB: Statistiska centralbyrån） [消費者物価](https://www.scb.se/hitta-statistik/sverige-i-siffror/samhallets-ekonomi/kpi/)指数とインフレに関する[情報](https://www.scb.se/hitta-statistik/sverige-i-siffror/samhallets-ekonomi/kpi/)。 [↑](#footnote-ref-18)
18. SCB [給与動向に関する情報 1992 - 2022](file:///C%3A%5CUsers%5CSATO%5CDownloads%5CInformation%20on%20Salary%20development%201992%20-%202022)  [↑](#footnote-ref-19)
19. 国民健康福祉委員会全国保健福祉委員会（SoS: Socialstyrelsen ）[障害者支援に関する年次報告（2023年](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-4-8476.pdf)） p.9-15 [↑](#footnote-ref-20)
20. 県行政委員会が委託した[障害者](https://www.lansstyrelsen.se/stockholm/om-oss/vara-tjanster/publikationer/2023/funktionshinderspolitiken---sa-arbetar-kommuner-och-regioner-2023.html)政策に関する報告書  [地域と自治体における取り組み](https://www.lansstyrelsen.se/stockholm/om-oss/vara-tjanster/publikationer/2023/funktionshinderspolitiken---sa-arbetar-kommuner-och-regioner-2023.html) 2023年、 34、35ページ [↑](#footnote-ref-21)
21. [市町村におけるフォローアップ　スウェーデン社会参加庁（MFD: Myndigheten för delaktighet）2023年](https://www.mfd.se/contentassets/d3ba38c2f1ce4869bb384a803b3dfb27/resultat-fran-uppfoljning-av-kommuner-2022-2023-17.pdf) アンケート回答290件中191件、p.5 [↑](#footnote-ref-22)
22. DO [差別の現状2023](https://www.do.se/download/18.36cbb9ac1886717f72d201/1685711015755/rapport-the-state-of-discrimination-2023-r251.pdf)　14-15ページ [↑](#footnote-ref-23)
23. [憲法（Instrument of Government）](https://www.riksdagen.se/globalassets/05.-sa-fungerar-riksdagen/demokrati/the-instrument-of-government.pdf)第2章第12条 [↑](#footnote-ref-24)
24. DO [交差差別に関するレポート](https://www.do.se/download/18.71c46fcf184c78ffadd157a/1678954660474/Rapport-Berattelser-om-utsatthet.pdf) 14ページと41ページ [↑](#footnote-ref-25)
25. 国連人権特別手続き（UN Human Rights Special Procedures） [共同声明　障害のある LGBT](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/sexualorientation/statements/2023-10-24-joint-stm-SOGI-disabilities.pdf) 2023年。 [↑](#footnote-ref-26)
26. DO [差別の現状2023](https://www.do.se/download/18.36cbb9ac1886717f72d201/1685711015755/rapport-the-state-of-discrimination-2023-r251.pdf)　14-15ページ [↑](#footnote-ref-27)
27. DO [差別禁止法のアクセシビリティの不足に住宅を含めることを削除する提案](https://www.do.se/om-do/pressrum/aktuellt/2022/2022-01-21-do-foreslar-lagandringar-for-att-motverka-diskriminering-pa-bostadsmarknaden)  [↑](#footnote-ref-28)
28. [差別禁止法2008:567](https://www.do.se/choose-language/english/discrimination-act-2008567) 第1章第4節第3項 [↑](#footnote-ref-29)
29. [国会における司法アクセスに関する](https://press.malmomotdiskriminering.se/posts/pressreleases/riksdagsseminarium-om-tillgang-till-rattvisa)反差別[セミナー](https://press.malmomotdiskriminering.se/posts/pressreleases/riksdagsseminarium-om-tillgang-till-rattvisa) 2023年10月 [↑](#footnote-ref-30)
30. DO、[障害のある生徒からの差別の訴えを分析した報告](https://www.do.se/om-do/pressrum/aktuellt/2023/2023-12-18-elever-med-funktionsnedsattning-loper-hog-risk-att-diskrimineras-i-skolan---ny-rapport-fran-do)、2023年12月 [↑](#footnote-ref-31)
31. [CRC/C/SWE/CO/6-7](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FSWE%2FCO%2F6-7&Lang=en) パラ12および26 b 　（訳注　国連子どもの権利委員会のレポート。CRC: Convention on the Rights of the Child　国連子どもの権利条約。） [↑](#footnote-ref-32)
32. DO、[積極的対策の一環としての不十分な対策に関するQ](https://www.do.se/kunskap-stod-och-vagledning/fragor-och-svar-om-diskriminering/aktiva-atgarder/ska-bristande-tillganglighet-omfattas-av-arbetet-med-aktiva-atgarder)＆A、ウェブページは2023年12月に閲覧。 [↑](#footnote-ref-33)
33. DO、[積極的対策](https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhss72%2Fq1eVoP7zI6aqBceevocKRDexf4N7%2Bz04b4Ed4pO5fGE80ilpa%2FFWWk4VCDJsj3dByNlmDSwCYqR8FGJxnZorwzc98LpVdExpH1JGD8F)、ウェブページ閲覧 2023年12月 https://aktiva-atgader.do.se/ [↑](#footnote-ref-34)
34. サリンの訴えに関する権利委員会の法的見解（[CRPD/C/23/D/45/20](https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhsjzgCZsWoJdGkwMM%2FS2Qwxj04tn7dHT5gCgCMxVU%2FONLL%2BtrrM22QlYU2WN9y%2FJ5kZ3TLX2CE%2FhVL%2Bz%2B%2FCWgdMBoFcwnBcsMpJFNdh2GyDv899KButwo2470cKdND%2F0LQg%3D%3D)18 Sahlin）に対する国からの回答は公表されていない。 [↑](#footnote-ref-35)
35. 全国保健福祉委員会（SoS: Socialstyrelsen） [障害のある女性に対する暴力に関する](https://kunskapsguiden.se/omraden-och-teman/funktionshinder/vald-och-utsatthet-hos-personer-med-funktionsnedsattning/vald-mot-kvinnor-med-funktionsnedsattning/)情報 および2011年[の研修資料](https://kunskapsguiden.se/omraden-och-teman/funktionshinder/vald-och-utsatthet-hos-personer-med-funktionsnedsattning/vald-mot-kvinnor-med-funktionsnedsattning/)  [↑](#footnote-ref-36)
36. [CEDAW/C/SWE/CO/10](https://www.ohchr.org/en/documents/concluding-observations/cedawcsweco10-concluding-observations-tenth-periodic-report) パラ10a、12b、20、24a、24f、28a、32e、34c、34d、36b、42、 　（訳注　CEDAWは、Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women　女性差別撤廃条約委員会） [↑](#footnote-ref-37)
37. 政府 [報告 イスタンブール条約](https://www.government.se/articles/2023/10/government-submits-thematic-report-on-implementation-of-istanbul-convention/)2023 [↑](#footnote-ref-38)
38. スウェーデン障害者権利連盟 [シャドーレポート イスタンブール条約 (funktionsratt.se)](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/11/Skuggrapport-till-Istanbulkonventionen-engelska.pdf) 2023年 [↑](#footnote-ref-39)
39. [SOU2022:4](https://www.regeringen.se/contentassets/9285046a0df14257b035779c11eb4703/sou-2022_4_webb.pdf) p.92およびセクション3.1 p.650 （訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-40)
40. [CRC/C/SWE/CO/6-7](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FSWE%2FCO%2F6-7&Lang=en) パラ31、9b、10、17、19b、20、25、26、29、33、34、38c、41a、45、46 [↑](#footnote-ref-41)
41. スウェーデン社会保険監察局（ISF: Inspektionen för socialförsäkringen） [子供の最善の利益 SIS-hem](https://www.stat-inst.se/contentassets/0b35488f124b472db2226be7895f8644/1-2022-barnets-basta-nar-barn-begar-allvarliga-brott.pdf) 2023 ページ 1 [↑](#footnote-ref-42)
42. 医療・社会的ケア監察局（IVO: Inspektionen för vård och omsorg）[モニタリング・レポート2021-2022 SIS-hem](https://www.ivo.se/globalassets/dokument/publikationer/rapporter/rapporter-2023/tillsyn-av-sis-sarskilda-ungdomshem.pdf) 例えばセクション2.2.7と2.7 [↑](#footnote-ref-43)
43. 子どもの権利局（Childrens Rights Bureau　Barnrättsbyrån）　[私は息ができなかった](https://barnrattsbyran.se/app/uploads/2021/10/SiS-rapport-uppslag-1.pdf) 2021年 [↑](#footnote-ref-44)
44. IVO 子どもの精神科強制ケアの欠点（Brister i psykiatrisk tvångsvård av barn） 2023年 [↑](#footnote-ref-45)
45. [SOU 2023:66](https://www.regeringen.se/globalassets/regeringen/dokument/socialdepartementet/barnets-rattigheter/sou-2023_66_volym-1.pdf) p.203 [↑](#footnote-ref-46)
46. SoS[レポート 青少年ケア（HVB）](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2019-2-12.pdf)2019 7ページ [↑](#footnote-ref-47)
47. 子どもの権利局　[私は息ができなかった](https://barnrattsbyran.se/app/uploads/2021/10/SiS-rapport-uppslag-1.pdf)2021年 [↑](#footnote-ref-48)
48. 子どもの権利局 誰が私を信じてくれるでしょうか？（[Vem ska tro på mig?](https://barnrattsbyran.se/vem-ska-tro-pa-mig/)）2023 / 2023 [↑](#footnote-ref-49)
49. 全国保健福祉委員会（SoS: Socialstyrelsen）[罪を犯したり、その他規範に反する行動をとる子どもや若者のリスクとニーズ](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/kunskapsstod/2020-2-6597.pdf) 2020 p.13-15 [↑](#footnote-ref-50)
50. [Dir 2023112:](https://www.regeringen.se/contentassets/8cf67cb890304d0490764abe2d4df921/skarpta-regler-for-unga-lagovertradare-dir-2023-112.pdf)112　（訳注　法務省の委員会指令。） [↑](#footnote-ref-51)
51. [子どもの権利に取り組む市民社会組織からの報告-2023.pdf](https://barnkonventionen.se/wp-content/uploads/2023/03/Report-from-Civil-Society-Organisations-working-with-Child-Rights-2023.pdf)  検索ワード 障害 [↑](#footnote-ref-52)
52. SoS 障害の[ある子どもに対する暴力に関する情報](https://kunskapsguiden.se/omraden-och-teman/funktionshinder/vald-mot-barn-med-funktionsnedsattning/om-vald-mot-barn-med-funktionsnedsattning/)。 [↑](#footnote-ref-53)
53. [SOU2022:70](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2023/01/sou-202270/)  [↑](#footnote-ref-54)
54. [SOU2023:40](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2023/08/sou-202340/) p. 89 [↑](#footnote-ref-55)
55. [ストックホルム地方](https://www.folkhalsoguiden.se/nyheter/psykisk-ohalsa-bland-unga-vaxer/)ウェブポスト [↑](#footnote-ref-56)
56. スウェーデン法令集（SFS: Svensk författningssamling） [規則 2001:](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2001526-om-de-statliga_sfs-2001-526/)526 [↑](#footnote-ref-57)
57. スウェーデン社会参加庁（MFD: Myndigheten för delaktighet） [年次報告2022](https://www.mfd.se/contentassets/050c9debedb04159852ab1c292673d63/arsredovisning-mfd-2022.pdf) p.42 [↑](#footnote-ref-58)
58. MFD [公的機関におけるフォローアップ 2022-2023](https://www.mfd.se/contentassets/6d94acf7ca91484798b4537347fa0e3a/resultat-fran-uppfoljning-av-myndigeter-2022-2023-16.pdf) P7-10 ） [↑](#footnote-ref-59)
59. [国家予算2024](https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/utgiftsomrade-9-halsovard-sjukvard-och-social-omsorg.pdf) 障害者政策4.6および7.6 子どもの権利政策 - この政策は2008年に名称が変更され、子どものためのオンブズマンが設置され、2005年から「CRC（Convention on the Rights of the Child 子どもの権利条約）の実現」のために年間予算が割り当てられている。 [↑](#footnote-ref-60)
60. MFD [職務経験者のためのコミュニケーション・トレーニング](https://www.mfd.se/vart-uppdrag/regeringsuppdrag/kommunikationssatsningen-om-rattigheter-for-personer-med-funktionsnedsattning/) 2018 [↑](#footnote-ref-61)
61. [CSO提出文書 LoIPR](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCRPD%2FICS%2FSWE%2F31836&Lang=en)にむけて 2018 p .6, art 8 　（訳注　CSOは，Civil Support Operations　市民社会組織。） [↑](#footnote-ref-62)
62. [ストックホルム県 障害のある人の権利の影響評価（FKB](https://funktionsrattstockholmslan.se/fkb/): Funktionsrättskonsekvensbeskrivning） [↑](#footnote-ref-63)
63. ゲルセッティ（Ghersetti） [障害のイメージ](https://gupea.ub.gu.se/bitstream/handle/2077/39731/gupea_2077_39731_1.pdf?sequence=1&isAllowed=y)2007 [↑](#footnote-ref-64)
64. [選挙数週間前における、公共サービスメディアと障害のある人の権利の記事（PSfunk Valet: Public service och funktionsrätt Veckorna innan valet）](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/11/Retriever_psfunk_valet2018.pdf) : 2018 [↑](#footnote-ref-65)
65. [UPR勧告](https://www.regeringen.se/contentassets/49b69f19914542d2ab6c00d1e2ed56b2/response-from-the-swedish-government-regarding-upr-recommendations.pdf)156.278および156.279は、コメントとともに留意された。（訳注　リンク先はUPR勧告に対する政府回答。） [↑](#footnote-ref-66)
66. [提案 2016/17:188](https://data.riksdagen.se/fil/42B35FA5-AE06-4D00-B365-F073D625B6E0) p.78 　（訳注　政府提出の提案。） [↑](#footnote-ref-67)
67. [提案2022/23:42](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2022/12/prop.-20222342) 第5章2節 [↑](#footnote-ref-68)
68. [スウェーデン憲法](https://www.regeringen.se/contentassets/adb7f423587847d2b7aef38b52a5b9e3/the-constitution-of-sweden.pdf)　英語 [↑](#footnote-ref-69)
69. 欧州委員会 違反の裁定 2023-10-31収集 [↑](#footnote-ref-70)
70. スウェーデン障害者権利連盟（Swedish Disability Rights Federation 　Funktionsratt Sverige） [相関表草案](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/02/Tabell-oversikt-jamforelse-proposition-genomforande-av-tillganglighetsdirektiven-002.pdf) 2023年 [↑](#footnote-ref-71)
71. スウェーデン社会参加庁（MFD: Myndigheten för delaktighet） [政府へのアクセス](https://www.mfd.se/vart-uppdrag/publikationer/rapport/sa-tillganglig-ar-staten-2016/)2016年 [↑](#footnote-ref-72)
72. スウェーデン障害者権利連盟 [バリアの除去](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2019/11/Skrivelse-Riv-hindren-Tillg%C3%A4nglighet-oktober-2019.pdf)2019 [↑](#footnote-ref-73)
73. MFD[アクセシビリティのためのツール](https://www.mfd.se/verktyg/verktyg-for-tillganglighetsarbete/)　2023-10-31収集 [↑](#footnote-ref-74)
74. MFD [障害者政策のフォローアップ 2021](https://www.mfd.se/globalassets/block/funktionshinderspolitiken/arlig-uppfoljning-av-funktionshinderspolitiken-2021.pdf) P.54 [↑](#footnote-ref-75)
75. [欧州会計検査院（ECA: European Court of Auditors）への提出書類、ECA CRPD 2022年6月](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2022/07/Submission-European-Court-of-Auditors-CRPD-June-2022.docx) [↑](#footnote-ref-76)
76. 欧州会計検査院 [ECA SR2023:](https://www.eca.europa.eu/en/publications/SR-2023-20)20 [↑](#footnote-ref-77)
77. スウェーデン全国住宅建築計画委員会（BoV: Boverket） [Möjligheternas](https://www.boverket.se/sv/byggande/uppdrag/mojligheternas-byggregler/pagaende-regelarbete/tillganglighet/) Byggregler [↑](#footnote-ref-78)
78. アクセシビリティに関する[スウェーデン全国住宅建築計画委員会の照会に対する回答](https://www.boverket.se/sv/lag--ratt/boverkets-remisser/aldre-remisser/boverkets-forslag-till-foreskrifter-om-tillganglighet-och-anvandbarhet-for-personer-med-nedsatt-rorelse-eller-orienteringsformaga-i-byggnader/)  [↑](#footnote-ref-79)
79. BoV [学生向け住宅](https://www.boverket.se/sv/om-boverket/boverkets-uppdrag/aktuella-uppdrag/studentbostader) [↑](#footnote-ref-80)
80. MFD[参照 2021/0379-1](https://www.mfd.se/vart-uppdrag/remissvar/boverkets-rapport-ansvaret-for-att-atgarda-enkelt-avhjalpta-hinder/)  [↑](#footnote-ref-81)
81. 国家貿易委員会（National Board of Trade）　[グリーンへの移行](https://www.kommerskollegium.se/om-oss/nyheter/2023/standarder-kan-bidra-mer-till-den-grona-omstallningen/)（green transition）標準　23ページ 4.4.3項 [↑](#footnote-ref-82)
82. リンド（Lind）　[コロナ・ウイルス](https://funktionsratt.se/mote-med-kulturminister-amanda-lind-om-coronaviruset/) [↑](#footnote-ref-83)
83. 提案[2022/23:](https://www.regeringen.se/contentassets/489a04dd2a4448e48a91656fd582bfd5/prop_2223_42.pdf)42 　（訳注　政府の提案。） [↑](#footnote-ref-84)
84. スウェーデン障害者権利連盟 [ウェブポスト](https://funktionsratt.se/press-corona-har-blottat-och-fordjupat-sprickorna-i-valfarden/) [↑](#footnote-ref-85)
85. 全国保健福祉委員会（SoS: Socialstyrelsen） [年次報告 サポート・サービス](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-4-8476.pdf) 2023 [↑](#footnote-ref-86)
86. スウェーデン社会参加庁（MFD） [パンデミックと福祉](https://www.mfd.se/resultat-och-uppfoljning/kunskapsunderlag/pandemins-konsekvenser/pandemin-och-valfardstjanster/)サービス [↑](#footnote-ref-87)
87. リングベック（Lyngbäck） 他  [Covid-19 障害](https://www.sheffield.ac.uk/ihuman/disability-and-covid-19-global-impacts/impact-covid-19-disabled-citizens-sweden)者市民 [↑](#footnote-ref-88)
88. SoS [Covid-19](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2021-8-7520.pdf) LSS 　（訳注　LSSは、Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade　特定機能障害者支援・サービス法。） [↑](#footnote-ref-89)
89. スウェーデン障害者権利連盟[ウェブポスト](https://funktionsratt.se/press-kommunerna-far-inte-abdikera-fran-sitt-samhallsansvar/)市町村 [↑](#footnote-ref-90)
90. [SOU2023:](https://www.regeringen.se/contentassets/9daddeeebaa8421982e19d230ed8175f/sou-2023_56_pdf-a_webb.pdf)56 　（訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-91)
91. [SOU2022:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2022/02/sou-202210/)10 [↑](#footnote-ref-92)
92. [脅威](https://www.government.se/articles/2023/08/swedish-security-service-raises-terror-threat-level/)レベル 　（訳注　法務省の文書） [↑](#footnote-ref-93)
93. SoS [避難計画](https://www.socialstyrelsen.se/om-socialstyrelsen/pressrum/press/varannan-kommun-saknar-evakueringsplaner-for-boenden-inom-funktionshinderomradet/) [↑](#footnote-ref-94)
94. スウェーデン・テレビ株式会社（SVT: Sveriges Television AB） [シェルター](https://www.svt.se/nyheter/lokalt/orebro/inga-rullstolsanpassade-skyddsrum-i-hallsberg) [↑](#footnote-ref-95)
95. [SOU2021:](https://www.regeringen.se/contentassets/06374997eb454ef1be68ded6856f5952/gode-man-och-forvaltare--en-oversyn-sou-2021-36.pdf)36 [↑](#footnote-ref-96)
96. [提案1987/88:124 p](https://data.riksdagen.se/fil/4050ed45-c031-42b8-a9c9-078119c964df).132。　（訳注　国会の提案。） [↑](#footnote-ref-97)
97. [NJA 2018ｓ.](https://lagen.nu/dom/nja/2018s350) 350 [↑](#footnote-ref-98)
98. [県行政委員会、後見統計、親権後見](https://overformyndarstatistik.lansstyrelsen.se/Statistik) 11 kap.7 §. [↑](#footnote-ref-99)
99. 提案 1987/88:124 p.230. [↑](#footnote-ref-100)
100. ストックホルム地方裁判所、事件番号T 5920-21、2022-04-21。 [↑](#footnote-ref-101)
101. SoS [2023-9-8764](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-9-8764.pdf) [↑](#footnote-ref-102)
102. 個人代理人（PO: Personligt Ombud） [プロフェッショナルが](https://www.personligtombud.se/publikationer/pdf/A%20New%20Proffession%20is%20Born.pdf)誕生 7ページ [↑](#footnote-ref-103)
103. スウェーデン法令集 条例 [SFS2013:](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2013522-om-statsbidrag-till_sfs-2013-522/)522 [↑](#footnote-ref-104)
104. [SOU2023:61](https://www.regeringen.se/contentassets/a5930bae77714ecc9e9a7b51e9f240ae/en-saker-och-tillganglig-statlig-e-legitimation-sou-202361.pdf) 103ページと108ページ [↑](#footnote-ref-105)
105. アル・ハッシーニ他, ルンド大学（Al Hasseini et al, Lund University）, [約束を現実に（From Commitment to Realit） 2023](https://rwi.lu.se/wp-content/uploads/2021/06/From-comittment-to-reality_Acess-to-justice-in-Sweden-for-persons-with-disabilities.pdf) 第4章 [↑](#footnote-ref-106)
106. スウェーデン全国犯罪防止評議会報告書（Brå report） 2016:8 「[司法手続きへの被害者の参加](https://bra.se/download/18.25f91bdc15453b49d0f3726b/1462805400864/2016_8)」, 2016. p. 80-81. [↑](#footnote-ref-107)
107. アル・ハッシーニ他, ルンド大学（Al Hasseini et al, Lund University）、約束を現実に（[From Commitment to Reality](https://rwi.lu.se/wp-content/uploads/2021/06/From-comittment-to-reality_Acess-to-justice-in-Sweden-for-persons-with-disabilities.pdf)）, 2023 Page 31 -33 [↑](#footnote-ref-108)
108. 司法長官、6984-19-4.3.2, 予備捜査や裁判手続きにおける警察や検察の行動に関する国家に対する損害賠償請求、裁判手続き [↑](#footnote-ref-109)
109. ロレンツォン（Lorentzon）他 「[損害賠償におけるオンブズ-『弁護士の優位性](https://www.lawpub.se/en/artikel/10.53292/02a98c20.9d0ea549)』[理論に対する経験的考察](https://www.lawpub.se/en/artikel/10.53292/02a98c20.9d0ea549)」2022年 [↑](#footnote-ref-110)
110. 欧州委員会 「[無差別」国別報告書 スウェーデン](https://www.equalitylaw.eu/downloads/5493-sweden-country-report-non-discrimination-2021-1-61-mb)2021年 9ページ 第5節 [↑](#footnote-ref-111)
111. S. ウェジェダル（S.Wejedal）, 論文 [カウンセリングを受ける権利,](https://gupea.ub.gu.se/bitstream/handle/2077/53582/gupea_2077_53582_2.pdf?sequence=2) 2017 アブストラクト [↑](#footnote-ref-112)
112. スエーデン社会参加庁, [障害を持つ女性に対する男性の暴力](https://www.mfd.se/contentassets/bf6a1232cfac4da2ab2fc19ea7477adf/2017-29-mans-vald-mot-kvinnor-med-funktionsnedsattning.pdf) ,  Page 52 and 54 [↑](#footnote-ref-113)
113. スウェーデン障害者権利連盟[、障害者権利局プロジェクト報告](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/02/Funktionsrattsbyrans-arsrapport-2022-del-1-slutversion.pdf)2022[年](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/02/Funktionsrattsbyrans-arsrapport-2022-del-1-slutversion.pdf)  [↑](#footnote-ref-114)
114. J ボーリング（J Bolling）, スウェーデン相続基金財団（The Swedish Inheritance Fund）, [利用者サポートセンター評価報告](https://www.arvsfonden.se/download/18.5eb95a9b1722c1f9610131ef/1590495856534/utvarderingsrapport_-_brukarstodscentra_-_verktyg_till_empowerment_och_full_delaktighet.pd), 2007. [↑](#footnote-ref-115)
115. スウェーデン社会参加庁、[障害者に対する暴力](https://www.mfd.se/contentassets/99b5e573babb46aea36688d1417109e7/vald-mot-personer-med-funktionsnedsattning-2023-12.pdf) 2023 年、31-32 ページ [↑](#footnote-ref-116)
116. 一般財団法人バーンヒューセット、およびスウェーデン社会参加庁（Stiftelsen Allmänna Barnhuset and Myndigheten för delaktighet）, [他の人より脆弱](https://allmannabarnhuset.se/product/mer-utsatt-an-andra/)（[Mer utsatta än andra](https://allmannabarnhuset.se/product/mer-utsatt-an-andra/)） (2023), p. 32 para. [↑](#footnote-ref-117)
117. フレンズ財団（Friends）, [年報](https://friends.se/uploads/2023/07/Friendsrapporten_2023_WEBB.pdf) (2023), p. 8. [↑](#footnote-ref-118)
118. アル・ハッシーニ他, ルンド大学（Al Hasseini et al, Lund University）, [約束を現実に](https://rwi.lu.se/wp-content/uploads/2021/06/From-comittment-to-reality_Acess-to-justice-in-Sweden-for-persons-with-disabilities.pdf), 2023 第3.1.2節 [↑](#footnote-ref-119)
119. 自立生活研究所（Independent Living Institute）、[ICERD(人種差別撤廃条約)の実施、障害のある移民へのヘイトクライム](https://www.independentliving.org/docs10/ICERD-Sweden-migrants-with-disability.html%22%20%5Cl%20%22h.3dy6vkm)、2023年 [↑](#footnote-ref-120)
120. [SOU 2023:80](https://www.regeringen.se/contentassets/e8ccf3b8d03c46db856bc850e8c453dc/ett-starkare-straffrattsligt-skydd--mot-sexuella-krankningar-bedragerier-i-vissa-fall-och-brott-med-hatmotiv-avseende-kon.-sou-202380) p. 32, chap 5.2。スウェーデン刑法第29章§2.7に障害を追加する提案はない（p. 55）。　（訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-121)
121. 医療・社会的ケア監察局（IVO : Inspektionen för vård och omsorg）[参照SOU2023:](https://www.regeringen.se/contentassets/cdb6470abd004c9b8fad6e1077dbc22f/inspektionen-forIS-vard-och-omsorg.pdf)5 [↑](#footnote-ref-122)
122. [IVO 2023:14](https://www.ivo.se/globalassets/dokument/publikationer/rapporter/rapporter-2023/ivo-att-inte-fa-ratten-att-leva-som-andra.pdf)  [p. 7](https://www.ivo.se/globalassets/dokument/publikationer/rapporter/rapporter-2023/ivo-att-inte-fa-ratten-att-leva-som-andra.pdf%20sid%207) [↑](#footnote-ref-123)
123. スウェーデン法令集（SFS: Svensk författningssamling）[SFS2017:30](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/halso-och-sjukvardslag-201730_sfs-2017-30/) パラ4 [↑](#footnote-ref-124)
124. [SFS1991:](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-19911128-om-psykiatrisk-tvangsvard_sfs-1991-1128/)1128 [↑](#footnote-ref-125)
125. 穏健党（Liberalerna）、 [ティド協定](https://www.liberalerna.se/wp-content/uploads/tidoavtalet-overenskommelse-for-sverige-slutlig.pdf)（Tidö-avtalet） [↑](#footnote-ref-126)
126. アリーナ・イデ（Arena Idé　訳注　スウェーデン超党派のシンクタンク）、[統合の終わり](https://arenaide.se/rapporter/integrationens-slut/) [↑](#footnote-ref-127)
127. 自立生活研究所（ILI: Independent Living Institute） あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ICERD: International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination ）[障害のある移民](https://www.independentliving.org/docs10/ICERD-Sweden-migrants-with-disability.html#h.4d34og8) [↑](#footnote-ref-128)
128. スウェーデン社会参加庁（MFD: Myndigheten för delaktighet） [障害のある移民の支援](https://www.mfd.se/kunskap/migranter-med-funktionsnedsattning/att-stodja-migranter-med-funktionsnedsattning/)  [↑](#footnote-ref-129)
129. MFD[受け入れ制度の図](https://www.mfd.se/kunskap/migranter-med-funktionsnedsattning/att-stodja-migranter-med-funktionsnedsattning/kartor-over-mottagningssystemet/) [↑](#footnote-ref-130)
130. 移民庁（Migrationsverket）　[移住を検討されている方へ](https://www.migrationsverket.se/Privatpersoner/Skydd-och-asyl-i-Sverige/Medan-du-vantar/Halso--och-sjukvard.html)  [↑](#footnote-ref-131)
131. 自立生活研究所（ILI: Independent Living Institute）[障害のある移民](https://www.independentliving.org/docs10/ICERD-Sweden-migrants-with-disability.html#h.4d34og8)  [↑](#footnote-ref-132)
132. [Dir 2023:](https://www.regeringen.se/contentassets/fe1bd830eb974c54bfb334b7bb9aeb90/skarpta-krav-for-att-forvarva-svenskt-medborgarskap-dir-2023129.pdf)129 　（訳注　政府委員会指令） [↑](#footnote-ref-133)
133. スウェーデン法令集（SFS: Svensk författningssamling） [SFS1993:](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1993387-om-stod-och-service-till-vissa_sfs-1993-387/)387 [↑](#footnote-ref-134)
134. 全国保健福祉委員会（SoS： Socialstyrelsen） ComNr9/2022 [↑](#footnote-ref-135)
135. [ヘジャオリカ(HejaOlika　訳注　障害者支援のためのウェブマガジン)の記事](https://hejaolika.se/artikel/utvecklingen-av-antalet-assistansberattigade/#antal-beslut-och-andel-beviljanden-19942023) 2023年12月 [↑](#footnote-ref-136)
136. スウェーデン社会保険庁（[FK: Försäkringskassan）　FKパーソナルアシスタンス統計](https://www.forsakringskassan.se/statistik-och-analys/funktionsnedsattning/statistik-inom-omradet-funktionsnedsattning---assistansersattning/vilka-far-assistansersattning) [↑](#footnote-ref-137)
137. [ヘジャオリカの記事 問題](https://hejaolika.se/artikel/jattelyft-for-personlig-assistans-2023/#varfor-ar-det-sa-manga-ovantade-problem) 2023 [↑](#footnote-ref-138)
138. [SFS1993:387](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1993387-om-stod-och-service-till-vissa_sfs-1993-387/) §9 b [↑](#footnote-ref-139)
139. [SFS2001:453](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialtjanstlag-2001453_sfs-2001-453/) 4章§1第4パラグラフ [↑](#footnote-ref-140)
140. [SFS1993:387](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1993387-om-stod-och-service-till-vissa_sfs-1993-387/) §7 [↑](#footnote-ref-141)
141. 全国保健福祉委員会（SoS： Socialstyrelsen）[2023-4-8476](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-4-8476.pdf) p.9 and 49 [↑](#footnote-ref-142)
142. [CRPD 一般的意見5](https://www.ohchr.org/en/documents/general-comments-and-recommendations/general-comment-no5-article-19-right-live) [↑](#footnote-ref-143)
143. SoS2023-6-8641 [↑](#footnote-ref-144)
144. 自立生活研究所（ILI: Independent Living Institute）[脱施設化](https://www.independentliving.org/files/English-Freedom-to-choose-Deinstitutionalisation-Sweden.pdf) [↑](#footnote-ref-145)
145. [SoS 2017-12-19](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2017-12-19.pdf) [↑](#footnote-ref-146)
146. SoS [年次報告 サポート・サービス 2023](https://www.socialstyrelsen.se/om-socialstyrelsen/pressrum/press/vanligt-med-avslag-pa-ansokan-om-lss-boende/) 、セグネスタム・ラーソン他（Segnestam Larsson et al） [自治体ガイドライン](https://esh.diva-portal.org/smash/get/diva2%3A1757718/FULLTEXT01.pdf) [↑](#footnote-ref-147)
147. 2024年度[国家予算](https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/utgiftsomrade-9-halsovard-sjukvard-och-social-omsorg.pdf) 111ページ [↑](#footnote-ref-148)
148. 輸送分析有限会社（Trafik Analys AB） [公共交通機関の利便性](https://www.trafa.se/etiketter/transportovergripande/kollektivtrafikens-tillganglighet-for-personer-med-funktionsnedsattning-2023-13686/)2023 [↑](#footnote-ref-149)
149. ストックホルム県の権利機能連盟　[アクセシブルな旅](https://funktionsrattstockholmslan.se/tillgangliga-resor-for-alla/) [↑](#footnote-ref-150)
150. SoS[プレス](https://www.socialstyrelsen.se/om-socialstyrelsen/pressrum/press/allt-farre-unga-synskadade-far-ratt-till-ledsagning/)通信 [↑](#footnote-ref-151)
151. 公共[調達庁報告](https://www.upphandlingsmyndigheten.se/globalassets/dokument/publikationer/nationella-upphandlingsrapporten-2023.pd) p.126https://www.upphandlingsmyndigheten.se/globalassets/dokument/publikationer/nationella-upphandlingsrapporten-2023.pdf [↑](#footnote-ref-152)
152. 輸送分析有限会社（Trafik Analys AB） [特別輸送の基準をより明確に](https://www.trafa.se/en/public-transport-and-publicly-financed-travel/special-transport-services/clearer-criteria-for-special-transport-service-permit-13739/) 2023年 [↑](#footnote-ref-153)
153. 「障害者政策（Funktionshinderpolitik ）」誌[ニュース](https://funktionshinderpolitik.se/otillganglig-bensinpump-var-diskriminering/) 2022年 [↑](#footnote-ref-154)
154. スウェーデン建設サービス有限会社（AB Svensk Byggtjänst） Byggkoll 誌 [記事 充電ステーション](https://byggkoll.byggtjanst.se/artiklar/2021/september/kritiken-laddstationer-ar-ej-handikappvanliga/) 2021年 [↑](#footnote-ref-155)
155. スウェーデン法令集（SFS: Svensk författningssamling）[SFS2023:524](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-2023254-om-vissa-produkters-och-tjansters_sfs-2023-254/)  [↑](#footnote-ref-156)
156. EU[Directive 2019/882](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32019L0882)  [↑](#footnote-ref-157)
157. スウェーデン警察当局[ヘイトクライムの実態](https://polisen.se/lagar-och-regler/lagar-och-fakta-om-brott/hatbrott/)  [↑](#footnote-ref-158)
158. Dir[2023:146](https://www.regeringen.se/contentassets/df46f5a2185a45e99b332b74d72c696c/forbattrade-mojligheter-till-informationsutbyte-mellan-myndigheter/) 　（訳注　法務省の指令） [↑](#footnote-ref-159)
159. データ保護フォーラム（DPforum: Forum för Dataskydd）2022年  [個人のプライバシー](https://dpforum.se/personlig-integritet-stalls-mot-tillganglighet-for-personer-med-funktionsnedsattning/) [↑](#footnote-ref-160)
160. ヘジャオリカ（HejaOlika）[アパーソナルアシスタンスの状況](https://hejaolika.se/artikel/laget-inom-personlig-assistans/) 2023年 [↑](#footnote-ref-161)
161. TV4[福祉制度は搾取されている](https://www.tv4.se/artikel/2S6FmRUi9aKMBBkMdHpmaY/ministern-djupt-provocerande-vaelfaerdsystemet-mjoelkas-pa-pengar) 　（訳注　TV4はスウェーデンの代表的テレビ局） [↑](#footnote-ref-162)
162. ヘジャオリカ [個人情報保護](https://hejaolika.se/artikel/8-personliga-rattigheter-i-funktionsratts-konventionen/) [↑](#footnote-ref-163)
163. スウェーデン障害者権利連盟 [両親が異なる条件2022年](file:///C%3A%5CUsers%5CSATO%5CDownloads%5CF%C3%B6r%C3%A4ldrar%20p%C3%A5%20olika%20villkor)　 [↑](#footnote-ref-164)
164. スウェーデン社会参加庁（MFD）[親子関係](https://www.mfd.se/vart-uppdrag/publikationer/rapport/foraldraskap-och-funktionsnedsattning/)2017 　 [↑](#footnote-ref-165)
165. 国家監査院（Riksrevisionen　訳注　日本の会計監査院にあたる機関．） [調整（Samordning）](https://www.riksrevisionen.se/sok.html?query=Samordning+av+st%C3%B6d+till+barn+och+unga+med+funktionsneds%C3%A4ttning)2011年 [↑](#footnote-ref-166)
166. 政府[ウェブ 移民の優先順位](https://www.regeringen.se/regeringens-politik/regeringens-prioriteringar/migration-och-integration/)　収集 2023年12月 [↑](#footnote-ref-167)
167. [提案2023/24:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2023/09/prop.-20232418)18 　（訳注　法務省からの提案） [↑](#footnote-ref-168)
168. 自立生活研究所（ILI: Independent Living Institute） あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ICERD: International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination ） [障害のある移民](https://www.independentliving.org/docs10/ICERD-Sweden-migrants-with-disability.html#h.3fwokq0) 2023年 [↑](#footnote-ref-169)
169. **ジオタ（Joanna Giota）** [50年以上の学校の実績](https://handikappforbunden-my.sharepoint.com/personal/marre_ahlsen_funktionsratt_se/Documents/Skrivbordet/School%20achievements%E2%80%A6) **2022年、**[ニュース項目](https://news.cision.com/se/goteborgs-universitet/r/allt-farre-elever-i-grundskolan-far-sarskilt-stod-vid-svarigheter%2Cc3650445) [↑](#footnote-ref-170)
170. [スウェーデン学校検査局 （Swedish Shools Inspectorate）年報](https://www.skolinspektionen.se/globalassets/02-beslut-rapporter-stat/granskningsrapporter/regeringsrapporter/arsrapport/arsrapport-2022/si_arsrapport-2022.pdf) 2022年 [↑](#footnote-ref-171)
171. 国立特別支援教育・学校庁（Specialpedagogiska skolmyndigheten） [SPSM年報](https://www.riksrevisionen.se/sok.html?query=Samordning+av+st%C3%B6d+till+barn+och+unga+med+funktionsneds%C3%A4ttning) 2022 [↑](#footnote-ref-172)
172. 国立教育庁（Skolverket）[現在のルール変更](https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/forandringar-inom-skolomradet/aktuella-regelandringar)  [↑](#footnote-ref-173)
173. 今日のニュース（DN: Dagens Nyheter） [特別支援学校の生徒数増加](https://www.dn.se/sverige/fler-elever-gar-i-grundsarskola-stor-okning-i-goteborg/)　2023年 [↑](#footnote-ref-174)
174. 国立教育庁　[学期](https://www.skolverket.se/skolutveckling/anordna-och-administrera-utbildning/administrera-utbildning/skoltermer-pa-engelska)（Skoltermer） [↑](#footnote-ref-175)
175. パーソンほか（Persson et al. ）ルンド大学 [誰のための自由な学校選択?](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2021/04/Fritt-skolval-for-vem-210205.pdf)　2020 [↑](#footnote-ref-176)
176. 国立教育庁[統計](https://www.skolverket.se/skolutveckling/statistik/sok-statistik-om-forskola-skola-och-vuxenutbildning?sok=SokC&omrade=Betyg%20%C3%A5rskurs%209&lasar=2022/23&run=1)2022/23 [↑](#footnote-ref-177)
177. 平等オンブズマン（DO : Diskriminerings Ombudsmannen）、[障害のある生徒から寄せられた差別の訴えを分析した報告、](https://www.do.se/om-do/pressrum/aktuellt/2023/2023-12-18-elever-med-funktionsnedsattning-loper-hog-risk-att-diskrimineras-i-skolan---ny-rapport-fran-do)2023年12月 [↑](#footnote-ref-178)
178. 差別に反対するマルメ（Malmö mot diskriminering 　訳注　差別された個人へのアドバイスとサポートや提供差別事件の訴訟を行う組織）[プレスリリース](https://press.malmomotdiskriminering.se/posts/pressreleases/hovrattens-dom-barn-utan-diagnos-omfattas-av) 2023 [↑](#footnote-ref-179)
179. スウェーデン社会保険庁（FK: Försäkringskassan） [子供への援助手当](https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/om-ditt-barn-har-en-funktionsnedsattning/assistansersattning-for-barn) [↑](#footnote-ref-180)
180. スウェーデン全国学生連合（Swedish National Union of Students 　Sveriges förenade studentkårer）調査支援2023年 [↑](#footnote-ref-181)
181. ヘジャオリカ （HejaOlika）　[民間の学校](https://hejaolika.se/artikel/utsatta-elever-drabbas-nar-folkhogskolor-tvingas-dra-ned/)2023 [↑](#footnote-ref-182)
182. [スウェーデン全国成人教育評議会（Folkbildningsrådet）2023年度予算](https://www.folkbildningsradet.se/om-folkbildningsradet/aktuellt/nyheter/2023/ingen-fortsattning-for-svenska-fran-dag-ett-i-budgeten) [↑](#footnote-ref-183)
183. シュドヴェンスカン紙（Sydsvenskan　訳注　南スウェーデンを代表する日刊紙）[障害のある子どものための条件](https://www.sydsvenskan.se/2023-12-15/synliggor-villkoren-for-barn-och-elever-med-funktionsnedsattning) 2023年 [↑](#footnote-ref-184)
184. [SOU2023:](https://regeringen.se/contentassets/bdc6ed2ffb1449cb9c837d57472bc927/uppfoljning-for-utveckling----ett-hallbart-system-for-samlad-kunskap-om-villkoren-for-barn-och-elever-med-funktionsnedsattning-i-forskola-och-skola-sou-202396.pdf)96 　（訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-185)
185. [公衆衛生局（FHM](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/halsa-i-olika-grupper/funktionsnedsattning/) : Folkhälsomyndigheten）[障害のある人の健康](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/halsa-i-olika-grupper/funktionsnedsattning/) 2023年 [↑](#footnote-ref-186)
186. スウェーデン統計局（[SCB: Statistiska centralbyrån）障害統計](https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/levnadsforhallanden/levnadsforhallanden/undersokningarna-av-levnadsforhallanden-ulf-silc/pong/tabell-och-diagram/statistik-om-personer-med-funktionsnedsattning/tabeller-2022)　2022年 [↑](#footnote-ref-187)
187. [FHM [健康障害 2033年](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/halsa-i-olika-grupper/funktionsnedsattning/)](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/halsa-i-olika-grupper/funktionsnedsattning/)  [↑](#footnote-ref-188)
188. [FHM統計 自殺](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/psykisk-halsa-och-suicidprevention/att-forebygga-suicid/statistik-om-suicid/)  [↑](#footnote-ref-189)
189. [FHM 若者のメンタルヘルス](https://www.folkhalsomyndigheten.se/publikationer-och-material/publikationsarkiv/a/att-inte-bara-overleva-utan-att-faktiskt-ocksa-leva-en-kartlaggning-om-ungas-psykiska-halsa-kortversion/) [↑](#footnote-ref-190)
190. [FHM自殺](https://www.folkhalsomyndigheten.se/livsvillkor-levnadsvanor/psykisk-halsa-och-suicidprevention/nationell-strategi/)防止戦略 [↑](#footnote-ref-191)
191. [SoS行動と支援2019](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2019-3-7.pdf) [↑](#footnote-ref-192)
192. 自閉症者の[平均余命に関する登録調査](https://www.autism.se/om-autism/fakta-och-forskning/registerstudie-om-livslangd/)  [↑](#footnote-ref-193)
193. メンタルヘルス全国協力協会 （[NSPH](https://nsph.se/om-oss/att-leva-med-psykisk-ohalsa/) : Nationell Samverkan för Psykisk Hälsa）　[精神疾患とともに生きる](https://nsph.se/om-oss/att-leva-med-psykisk-ohalsa/)  [↑](#footnote-ref-194)
194. [FHM障害のある子ども2021-2022年](https://www.folkhalsomyndigheten.se/folkhalsorapportering-statistik/tolkad-rapportering/skolbarns-halsovanor/huvudsakliga-resultat-2021-2022-for-skolbarns-halsovanor/barn-med-funktionsnedsattning-resultat-20212022/)  [↑](#footnote-ref-195)
195. [FHMプレスリリース　障害のある若者](https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2023/oktober/mer-skolstress-och-samre-halsa-bland-unga-med-funktionsnedsattning/) 2023 [↑](#footnote-ref-196)
196. SoS2023-10-8755 [↑](#footnote-ref-197)
197. [FHM国家戦略](https://www.folkhalsomyndigheten.se/nationellstrategi) [↑](#footnote-ref-198)
198. スウェーデン社会参加庁（MFD）[MFD 新たなメンタルヘルス戦略](https://www.mfd.se/nyhetsarkiv/ny-strategi-for-psykisk-halsa/) [↑](#footnote-ref-199)
199. スウェーデン性教育協会（RFSU: Riksförbundet för sexuell upplysning）[じゃあ、私と寝たい？](https://www.rfsu.se/globalassets/pdf/vill-du-ligga-med-mig-da_rapport.pdf) [↑](#footnote-ref-200)
200. [SoS2021-8-7520](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2021-8-7520.pdf)  [↑](#footnote-ref-201)
201. [TV4 医療には患者のオプトアウト（本人の求めにより本人情報を研究に利用しないこと）が必要](https://www.tv4.se/artikel/V5Qvuo4TcxAcPXo1lEcHl/varden-maste-boerja-vaelja-bort-patienter-foer-att-klara) 2023年 [↑](#footnote-ref-202)
202. スウェーデン地方自治体・地域協会（[SKR: Sveriges Kommuner och Regioner）医療資源の優先順位](https://skr.se/skr/tjanster/bloggarfranskr/vardbloggen/artiklar/brameddiskussionomhurviprioriterarvardensresurser.77714.html) [↑](#footnote-ref-203)
203. [SoS](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-2-8373.pdf) 2023-2-8373 [↑](#footnote-ref-204)
204. サムハル [スウェーデン最大の国営企業](file:///C%3A%5CUsers%5CSATO%5CDownloads%5Cstate%20%20https%3A%5Csamhall.se%5Cin-english) [↑](#footnote-ref-205)
205. 障害者団体（[OPD: Organizations of Persons with Disabilities）: OPDの73項目のプログラムのリスト](https://funktionsratt.se/funktionsratt-ratten-att-fungera-i-samhallet-pa-lika-villkor/ratten-till-forsorjning/73-punktsprogram-om-arbetsmarknadspolitiken) [↑](#footnote-ref-206)
206. OPD [75項目のプログラム](https://funktionsratt.se/funktionsratt-ratten-att-fungera-i-samhallet-pa-lika-villkor/ratten-till-forsorjning/73-punktsprogram-om-arbetsmarknadspolitiken/) P.10 - 15 （訳注　75は73の誤記と思われる） [↑](#footnote-ref-207)
207. スウェーデン統計局（SCB: Statistiska centralbyrån） [障害のある人の3人に1人が職場で差別を受けた経験がある](https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/arbetsmarknad/funktionsnedsattning/situationen-pa-arbetsmarknaden-for-personer-med-funktionsnedsattning/pong/statistiknyhet/situationen-pa-arbetsmarknaden-for-personer-med-funktionsnedsattning-2022/) （scb.se） [↑](#footnote-ref-208)
208. SCB [障害のある人の労働市場](https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/labour-market/disabled-persons/the-labour-market-situation-for-people-with-disabilities/)  [↑](#footnote-ref-209)
209. SCB [労働条件](https://www.scb.se/contentassets/d7bebf84499e4f6ab1cfe36a7428e18b/forutsattningar-i-arbetslivet.pdf) p.121 [↑](#footnote-ref-210)
210. [国の予算　セクション4.1](https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/utgiftsomrade-2-samhallsekonomi-och-finansforvaltning.pdf) p.41 [↑](#footnote-ref-211)
211. [憲法（Instrument of government）](https://www.riksdagen.se/globalassets/05.-sa-fungerar-riksdagen/demokrati/the-instrument-of-government.pdf) 第12章 第5節） [↑](#footnote-ref-212)
212. 2020年10月、[レナ・ミッコからのスウェーデン障害者代表団への回答](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2020/10/Skriftligt-svar-till-Funktionsratt-Sverige.docx) [↑](#footnote-ref-213)
213. [スウェーデン公共経営庁（Swedish Agency for Public Management　 Statskontoret） 研修生のモニタリング](https://www.statskontoret.se/pagaende-uppdrag/redovisning-av-praktik-for-personer-med-funktionsnedsattning-hos-statliga-myndigheter/) 9 [↑](#footnote-ref-214)
214. アルメガ協会（Almega） [長期失業をどう打破するか](https://www.almega.se/2023/06/sa-bryter-vi-langtidsarbetslosheten/) 図表6） [↑](#footnote-ref-215)
215. 政府 2024[年予算案後](https://www.regeringen.se/artiklar/2023/09/reformer-inom-arbetsmarknad-och-integration--budgetpropositionen-for-2024/) [↑](#footnote-ref-216)
216. 国家監査院（Riksrevisionen） [RiR2023:](https://www.riksrevisionen.se/en/audit-reports/audit-reports/2023/samhalls-public-policy-assignment---governance-and-organisation-in-need-of-change.html)14　（訳注　監査報告書） [↑](#footnote-ref-217)
217. 政府 [Skr2023/24:](https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/12/regeringen-ser-over-samhall/)51 [↑](#footnote-ref-218)
218. [CRPD/C/23/D/45/2018](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2f23%2fD%2f45%2f2018&Lang=en) パラ9 [↑](#footnote-ref-219)
219. 若者・市民社会庁（MUCF: Myndigheten för ungdoms-och civilsamhällesfrågor） [フォーカス](https://www.mucf.se/publikationer/fokus-23-olika-villkor-etablering) 23） [↑](#footnote-ref-220)
220. [Dir 2023:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/kommittedirektiv/2023/06/dir.-202370)70 [↑](#footnote-ref-221)
221. ヨーロッパ障害フォーラム（EDF: European Disability Forum）[人権レポート](https://www.edf-feph.org/publications/european-human-rights-report/)第4[号](https://www.edf-feph.org/publications/european-human-rights-report/)  [↑](#footnote-ref-222)
222. スウェーデン社会保険庁（FK : Försäkringskassan）[数字で見る社会保険 2023](https://www.forsakringskassan.se/download/18.73da25b81888fb1e89b97d/1695274193538/social-insurance-in-figures-2023.pdf#page=27&zoom=100,0,0) p.16 [↑](#footnote-ref-223)
223. スウェーデン社会保険監察局（ISF: Inspektionen för socialförsäkringen） [ISF2022:2](https://isf.se/publikationer/rapporter/2022/2022-02-25-utvecklingen-av-socialforsakringsformanerna-under-de-senaste-30-aren) p.5と6 [↑](#footnote-ref-224)
224. FK [高インフレ下の社会保障](https://www.forsakringskassan.se/download/18.691dfb4e18425498218a37/1675754202902/socialforsakringen-vid-hog-inflation-korta-analyser-2023-1.pdf) [↑](#footnote-ref-225)
225. FK[活動](https://www.forsakringskassan.se/english/sick/sick-for-one-year-or-longer/activity-compensation-for-reduced-work-capacity)補償 [↑](#footnote-ref-226)
226. 消費者庁 家計の[必要経費](https://www.hallakonsument.se/fragor-och-svar/2911477/vilken-definition-galler-for-hushallens-nodvandiga-utgifter-i-koll-pa-pengarna/)  [↑](#footnote-ref-227)
227. スウェーデン全国知的障害者協会（FUB: Föreningen för Utvecklingsstörda Barn　訳注　当初はFöreningen för Utvecklingsstörda Barn 発達障害のある子供たちの協会であった．現在は成人も含めた団体となっているが，当時のものの頭文字FUBが正式名称として使われている．）, 「貧困の罠（Fångad i Fattigdom）」, （近刊予定）2024, p.19 [↑](#footnote-ref-228)
228. [SOU2021:14](https://www.regeringen.se/contentassets/ee11a7f022da4e9fafff7fccdd23672b/sou-2021-14.pdf) p.95、6.3.1節最後のパラグラフ　（訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-229)
229. 欧州委員会、[障害者の社会的保護](https://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=89&furtherNews=yes&newsId=10493)p. 65, 87 より詳しいデータはSweden を検索。 [↑](#footnote-ref-230)
230. SoS [サポート・サービス](https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/ovrigt/2023-4-8476.pdf)年報 2023 [↑](#footnote-ref-231)
231. スウェーデン・テレビ株式会社（SVT: Sveriges Television AB） [ニュース](https://www.svt.se/nyheter/lokalt/ost/var-femte-som-nekades-aktivitetsersattning-hamnade-hos-kronofogden)記事 [↑](#footnote-ref-232)
232. [ISF 2021:](https://isf.se/publikationer/rapporter/2021/2021-03-18-avslag-pa-ansokan-om-aktivitetsersattning)2 [↑](#footnote-ref-233)
233. [SOU2022:4](https://www.regeringen.se/contentassets/9285046a0df14257b035779c11eb4703/sou-2022_4_webb.pdf) p. 40 [↑](#footnote-ref-234)
234. 政府[Dir 2022:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/kommittedirektiv/2022/06/dir.-202262)62 　（訳注　社会省の社会保障委員会指令。） [↑](#footnote-ref-235)
235. [SOU2021:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2021/12/sou-202196/)96 [↑](#footnote-ref-236)
236. スウェーデン障害者権利連盟 [障害者雇用の妨げ](https://funktionsratt.se/funktionsratt-ratten-att-fungera-i-samhallet-pa-lika-villkor/valet-2022/efter-valet/hinder-for-att-rosta-i-valet-2022/) 2022 [↑](#footnote-ref-237)
237. 全国視覚障害者協会（SRF: Synskadades Riksförbund ) [選挙の機密性は2022年には全員に適用される](https://news.cision.com/se/synskadades-riksforbund/r/valhemligheten-ska-vara-en-rattighet-for-alla%2Cc3700190) [↑](#footnote-ref-238)
238. 平等オンブズマン（DO : Diskriminerings Ombudsmannen）[参考 SOU2021:](https://www.do.se/om-do/vad-gor-do/remissvar/2022/2022-04-07-slutbetankande-av-2020-ars-valutredning-sakerhet-och-tillganglighet-vid-val)96 [↑](#footnote-ref-239)
239. 選挙管理局[ウェブポスト](https://www.val.se/servicelankar/servicelankar/press/nyheter--pressmeddelanden/pressmeddelanden/2022-09-10-fel-i-punktskriftsmaterial-i-val-till-kommunfullmaktige.html)2022 [↑](#footnote-ref-240)
240. スウェーデン社会参加庁（MFD）[利用可能な選択肢のチェックリスト](https://www.mfd.se/verktyg/vagledning-for-en-tillganglig-verksamhet/tillgangliga-val/checklista-for-tillgangliga-val/)  [↑](#footnote-ref-241)
241. ヨーロッパ障害フォーラム（EDF: European Disability Forum）[人権報告　第6号](https://www.edf-feph.org/content/uploads/2022/10/edf_hr_report_issue_6_2022_accessible.pdf) 42ページ [↑](#footnote-ref-242)
242. スウェーデン障害者権利連盟 2022年[選挙調査](https://funktionsratt.se/wp-content/uploads/2023/01/Rapport-eftervalsenkat-medias-valrapportering.pdf)  [↑](#footnote-ref-243)
243. スウェーデン障害者権利連盟 [選挙における障害のある人の権利](https://funktionsratt.se/funktionsratt-ratten-att-fungera-i-samhallet-pa-lika-villkor/valet-2022/efter-valet/utvardering-av-funktionsrattsfragor-i-media-infor-valet-2022/) 2022 [↑](#footnote-ref-244)
244. スウェーデン統計局（SCB: Statistiska centralbyrån） [アジェンダ2030 目標](https://www.scb.se/hitta-statistik/temaomraden/agenda-2030/mal-16/)16 [↑](#footnote-ref-245)
245. MFD[アクティブ・レジャー](https://www.mfd.se/contentassets/28aeb8c0d4de48999b8b9cc15cae97c8/2020-6-aktiv-fritid.pdf)2020 [↑](#footnote-ref-246)
246. スウェーデン芸術評議会（Swedish Arts Council 　Kulturrådet） [アクセシブルな文化的生活](https://www.kulturradet.se/i-fokus/tillgangligt-kulturliv/vart-uppdrag/) [↑](#footnote-ref-247)
247. スポーツ研究センター（Centrum för idrottsforskning） 学校や余暇活動で活動的な人々と不活発な人々 [↑](#footnote-ref-248)
248. [SOU2023:](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2023/06/varje-rorelse-raknas--hur-skapar-vi-ett-samhalle-som-framjar-fysisk-aktivitet/)29 　（訳注　政府当局調査。） [↑](#footnote-ref-249)
249. スウェーデン統計局（SCB: Statistiska centralbyrån）[障害を測定するための質問](https://www.scb.se/dokumentation/statistiska-metoder/fraga-for-att-mata-funktionsnedsattning/) [↑](#footnote-ref-250)
250. 国の[予算2023](https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/utgiftsomrade-9-halsovard-sjukvard-och-social-omsorg.pdf) p.109 [↑](#footnote-ref-251)
251. SCB [障害のある人の労働市場](https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/labour-market/disabled-persons/the-labour-market-situation-for-people-with-disabilities/pong/statistical-news/the-labour-market-situation-for-people-with-disability-2022/) 2023/SCB [↑](#footnote-ref-252)
252. SCB [誰も置き去りにしない](https://www.scb.se/contentassets/093a4e6ee4004071815a5ec6773012e7/mi1303_2020a01_br_x41br2101.pdf)  [↑](#footnote-ref-253)
253. SCB [アジェンダ2030](https://www.scb.se/contentassets/c1bc76dae47f4cb2bcfd1ec6f5a8cca1/mi1303_2021b22_br_x41br2201.pdf) 年報2022 p.23 [↑](#footnote-ref-254)
254. SCB [障害のある人の生活状況に関する統計](https://www.scb.se/contentassets/048c2c293c404f3e899e91b844b6b9c2/regeringsuppdrag_angaende_statistik_om_levnadsforhallanden_for_personer_med_funktionsnedsattning.pdf) [↑](#footnote-ref-255)
255. SCB[予算案2022-2024](https://www.scb.se/contentassets/d51919b601734cfab5d35e4dadc2b435/scbs_budgetunderlag_20222024.pdf) p.32 [↑](#footnote-ref-256)
256. 政府[2024年度予算](https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/utgiftsomrade-9-halsovard-sjukvard-och-social-omsorg.pdf)、111ページ [↑](#footnote-ref-257)
257. MFD [障害のある人に対する暴力](https://www.mfd.se/contentassets/306ff79cee3a42c98d2d856a04436aba/vald-mot-personer-med-funktionsnedsattning.pdf) 2023 p.43 [↑](#footnote-ref-258)
258. 政府 [広報 2022/23:76](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/skrivelse/2023/03/skr.-20222376)　（訳注　国家監査院の報告書） [↑](#footnote-ref-259)
259. 政府[Dir2022:73](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/kommittedirektiv/2022/06/dir.-202273/) 　（訳注　文部省の委員会指令） [↑](#footnote-ref-260)
260. スウェーデン国際開発協力庁（[SIDA: Swedish International Development Cooperation Agency）通信 2022年4月](https://www.sida.se/en/the-government-introduces-restrictions-on-sidas-payments-in-2022)　 [↑](#footnote-ref-261)
261. [政府ウェブ 2023年12月15日](https://www.government.se/press-releases/2023/12/government-presents-new-direction-for-development-assistance/) [↑](#footnote-ref-262)
262. スウェーデン国連協会、[ウェブ 予算削減](file:///C%3A%5CUsers%5CSATO%5CDownloads%5CWeb%20Budget%20cuts%20article)の記事2023年 [↑](#footnote-ref-263)
263. 政府[スウェーデン国際開発協力庁（Sida）を通じて提供されるスウェーデン人道援助戦略 2021-2025](https://www.government.se/contentassets/97272c97602045dd84165b6074f5a92d/strategy-for-swedens-humanitarian-aid-provided-through-the-swedish-international-development-cooperation-agency-sida-20212025/) 障害で検索。 [↑](#footnote-ref-264)
264. ハドソン（Hudson）、修士論文『[開発における障害のある人の不快感](https://lup.lub.lu.se/luur/download?func=downloadFile&recordOId=9122837&fileOId=9122842)』、2023年 14、41、58ページ [↑](#footnote-ref-265)
265. OPDにメールで寄せられた情報であり、ウェブ上では公開されていない。『[障害者インクルーシブ開発の追跡](https://uploads-ssl.webflow.com/60fea532c3e33e5c5701d99a/6450f0a913cabf92e26b88d9_Report%20OECD-DAC%20FINAL.docx)：[国際開発および人道支援における平等とインクルージョンを促進するために、OECD-DAC 障害者インクルージョン政策マーカーを最大限に](https://uploads-ssl.webflow.com/60fea532c3e33e5c5701d99a/6450f0a913cabf92e26b88d9_Report%20OECD-DAC%20FINAL.docx)活用する』、の図 2も参照のこと。 [↑](#footnote-ref-266)
266. [政府政策声明](https://government.se/speeches/2022/10/statement-of-government-policy/)  2022年 [↑](#footnote-ref-267)
267. [CRPD/C/SWE/CO/2-3](https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhsuyfFFfeHFjCqsqOjeJ8vGnhBn%2BZjZERIwzqRzRgPEj7Pzma1BWx7FFlcZbsr2QqVLwVwiW5gRt8lCTXAuvcA%2FUbj11h488QxTPezaMbma%2FW) [↑](#footnote-ref-268)
268. [政府ウェブページ 民主主義と人権](https://www.government.se/government-policy/democracy-and-human-rights/) 2023-10-30集 [↑](#footnote-ref-269)
269. 政府[CESCRに関するLoIPRへの回答](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=E%2FC.12%2FSWE%2F7&Lang=en)（2021年11月1日受領） パラ2 [↑](#footnote-ref-270)
270. 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights） [報告と](https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/HR_PUB_16_1_NMRF_PracticalGuide.pdf)フォローアップの[ための国内メカニズム](https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/HR_PUB_16_1_NMRF_PracticalGuide.pdf)  [↑](#footnote-ref-271)
271. スウェーデン共通[コア文書](https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=FhOD6sgqgzAhFXD9F%2FeKaFMm83LbFY75RhkIFGrig%2B4n2%2B012vD47xLnmoVEVWGlLhxkABGG7%2FuNr%2FxHWcSbJCK00fmkUQordFvbGyCYD5YZOdleddkYxh2o5BhRdR8X) パラ135（および94） [↑](#footnote-ref-272)
272. [SOU2009:36](https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/statens-offentliga-utredningar/2009/05/sou-200936/) p.41 　（訳注　政府当局調査） [↑](#footnote-ref-273)
273. [CRPD/C/1/Rev.1](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G16/229/64/PDF/G1622964.pdf?OpenElement) 附属書パラ13 [↑](#footnote-ref-274)
274. 欧州安全保障協力機構（OSCE : Organization has its roots in the Conference on Security and Cooperation in Europe）, [意見書 NHRI-SWE/476/2023](https://legislationline.org/sites/default/files/2023-09/Final%20ODIHR%20Opinion%20on%20the%20Act%20on%20the%20Institute%20for%20Human%20Rights_SWEDEN%20ENG.pdf) Section 5.2 パラ 45-47 苦情 　（訳注　NHRI-SWEは、スウェーデン国内人権機関　NHRI: National Human Rights Institution） [↑](#footnote-ref-275)
275. [CEDAW/C/SWE/CO/10](https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/354/07/PDF/N2135407.pdf?OpenElement) 42 a 　（訳注　CEDAWは、Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women　女性差別撤廃条約委員会） [↑](#footnote-ref-276)
276. [CRC/C/SWE/CO/6-7](https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhss72%2Fq1eVoP7zI6aqBceevocKRDexf4N7%2Bz04b4Ed4pO5fGE80ilpa%2FFWWk4VCDJsj3dByNlmDSwCYqR8FGJxnZorwzc98LpVdExpH1JGD8F) 12 c、23 d、26 b 参照 [↑](#footnote-ref-277)
277. 政府ウェブ、[権利が侵害された場合](https://www.regeringen.se/regeringens-politik/demokrati-och-manskliga-rattigheter/fakta-om-manskliga-rattigheter/om-dina-rattigheter-kranks/)、2023年12月収集 [↑](#footnote-ref-278)
278. 政府[提案2020/21:143](https://www.regeringen.se/contentassets/95a2941f3c074cbcafebcd6746631989/institutet-for-manskliga-rattigheter.pdf) 57ページ 最終パラ7.9節 [↑](#footnote-ref-279)
279. アイルランド人権委員会 [アイルランドにおけるUNCRPDの監視枠組みの確立](https://www.ihrec.ie/app/uploads/2022/08/Establishing-a-Monitoring-Framework-CRPD-WEB-151020119.pdf) 2016 p.27 [↑](#footnote-ref-280)
280. アイルランド人権委員会 [アイルランドにおけるUNCRPDの監視枠組みの確立](https://www.ihrec.ie/app/uploads/2022/08/Establishing-a-Monitoring-Framework-CRPD-WEB-151020119.pdf) 2016 p.21 [↑](#footnote-ref-281)